

# 高槻市国土強靱化地域計画

令和2年2月

(令和6年2月 修正)

高 槻 市

## 目次

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 高槻市の地域特性	3
1 位置と自然及び歴史的特性	3
2 災害の歴史	4
3 対象とする災害（リスク）	8
第3章 高槻市の地域強靱化の基本目標	11
1 基本目標	11
2 事前に備えるべき目標	11
3 地域強靱化を進める上での基本的な方針	12
第4章 脆弱性の評価の実施	13
1 脆弱性評価の考え方	13
2 起きてはならない最悪の事態	13
第5章 具体的な取組の推進	15
1 直接死を最大限防ぐ	15
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	42
3 必要不可欠な行政機能は確保する	71
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	75
5 経済活動を機能不全に陥らせない	80
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	82
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	86
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	93
第6章 計画の着実な推進に向けて	99
1 計画の推進体制	99
2 計画の進捗管理	99

【別紙】脆弱性評価結果

## 第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け

### 1 計画策定の目的

本市では、高槻市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域に係る、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、「高槻市地域防災計画」を策定し、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図っています。

国においては、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法の前文で掲げられている「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、平成26年6月、「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定され、取組が進められてきました。

国は、基本計画に基づく取組について、「おおむね計画どおりに進捗したと評価できる」とする一方、「大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化等を踏まえれば、我が国において国土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題である」ことや、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月に基本計画を見直し（変更）し、取組の加速化・深化を図ることとしています。

本市においては、平成30年に大阪府北部地震や台風第21号を始めとする風水害により、死傷者の発生に加え、公共施設をはじめ多くの家屋が被災し、山間部も甚大な被害を受けたほか、また、水道や電気・ガスの供給が停止する事態も生じました。

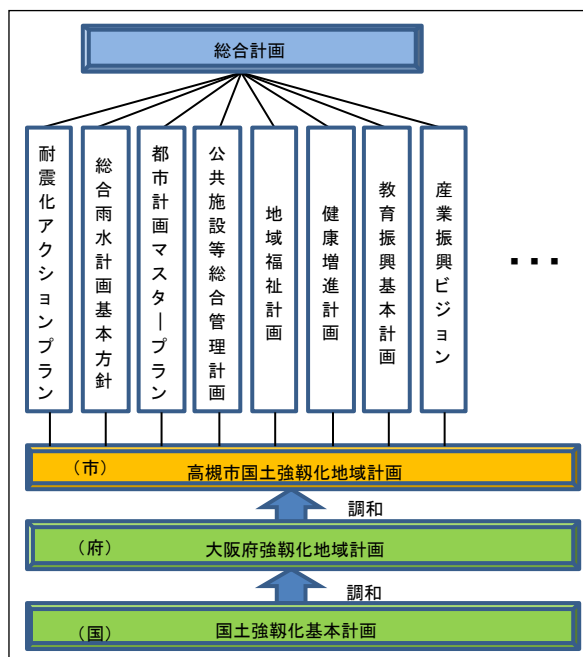
これらのことから、本市においても、基本法の趣旨や過去の自然災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげる施策を推進していくため、「高槻市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画です。

また、本市の総合計画等と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針とするものです。

総合計画を始めとする各種行政計画に基づくまちづくりが着実に推進されるよう、本計画に基づき事前防災や減災、迅速な復旧に資する施策を推進し、本市の持続的な成長を支えます。



## 3 計画期間

計画期間は、令和元年度から令和6年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 高槻市の地域特性

### 1 位置と自然及び歴史的特性

#### (1) 本市の位置及び地勢の特性

高槻市は大阪府の北東部にあって、大阪市と京都市のほぼ中間に位置しており、周囲は亀岡市、京都市、島本町、茨木市、摂津市及び淀川を隔てて枚方市、寝屋川市に接しています。

また、高槻市はJ R東海道本線の新快速や阪急京都線の特急の停車駅でもあることから、大阪・京都とも約15分で結ばれており、利便性の高い都市として知られています。

市域の面積は105.29km<sup>2</sup>と、大阪府内の市町村では4番目の広さで、東西の長さは最大で約10kmであるのに対し、南北の長さは最大約22kmに及び南北に長い形となっています。

地勢的には、市域の北側は北摂連山、南側は淀川が境となり、北部山間から南北に縦断して淀川に注ぐ檜尾川、芥川、女瀬川が平野部を形成しています。また、北摂山地と淀川低地が接する中央部には丘陵地が続き、富田台地が南方へ突き出しています。

市街地はJ R東海道本線及び阪急京都線の駅を中心に展開し、その周辺から郊外にかけて住宅地が広がっています。また、北部の山あいと南部の淀川沿岸には農地と集落が分布しています。市域北部は大半が山間地で、最高の海拔はポンポン山の678.7m、最低の海拔は淀川河川敷の3.3mと、北高南低の地形となっています。

#### <地質>

北部の山岳地帯は、そのほとんどが固結した古生代の堆積物である丹波層群からなり、その南に位置する丘陵地は、新第三紀鮮新世末期から第四紀洪積世前期の堆積物である大阪層群によって構成され、富田台地は洪積世後期の富田れき層におおわれています。

市域南部に広がる沖積低地は、大阪平野の北東部を構成する淀川低地の一部で、大部分が標高10m以下の低湿地で占められています。丘陵地の排水が悪い後背湿地やはん濫平野が、市域の広い面積を有しています。

#### <地形>

本市の土地利用は、山林が市域の約44%を占めており、市街地は約29%、農地は約8%となっています。

地域的には、市域の中部に住宅地を中心とする市街地が形成されており、鉄道の主要駅周辺地域では商業系の土地利用が、国道170号及び171号に沿って工業系の土地利用がなされています。市域北部は、ほとんどが山林であり、北部の山あいと南部の淀川沿岸には農地が広がっています。

## ア 台地

市内唯一の台地である富田台地は、大部分がほとんど起伏のみられない標高10～30m程度の平坦面であり、その南東端に富田の古い歴史的なまちなみの面影を残しています。

## イ 丘陵地

丘陵地の南部は、比較的起伏が小さく、鉄道駅への利便性の高さ等から、日吉台、安岡寺、南平台等の大規模な住宅地が形成されています。また、西側の奈佐原地区でも、近年の宅地開発により以前の面影は失われつつあります。

## ウ 山地

山地は市域の北半分を占め、大阪平野に臨む斜面は比較的急ですが、山頂部は山並みを形成し、高度700m以下の比較的低い山地ながら全体としては高原状になっています。

## <気象>

令和4年の年間気象は、気温が年平均17℃、最高40℃、最低-3℃となっています。降水量は、7月が217mmと最も多く、年間1,194mmで、風向は年間を通じて北北西の風が多く、平均風速は2m/secでした。

## 2 災害の歴史

### (1) 地震災害の履歴

大阪府に影響を及ぼした主な地震災害の概要

西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害【 】は全国被害
887年8月26日 (仁和3年)	五畿・七道	8.0～ 8.5	津波による死者多数。(南海トラフ沿いの巨大地震)
1361年8月3日 (正平16年)	畿内・土佐・阿波	8 <sub>1/4</sub> ～ 8.5	四天王寺倒壊により、圧死者5人。津波による被害あり。(南海トラフ沿いの巨大地震)
1510年9月21日 (永正7年)	摂津・河内	6.5～ 7.0	寺社倒壊。死者あり。
1596年9月5日 (慶長1年)	畿内(慶長伏見地震とも呼ばれる)	7 <sub>1/2</sub>	堺で死者600人余。

西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害【 】は全国被害
1662年6月16日 （寛文2年）	山城・大和・河内・和泉・ 摂津・丹後・若狭・近江・ 美濃・伊勢・駿河・三河・ 信濃	7 <sub>1/4</sub> ～ 7.6	大坂城、高槻城、岸和田城 破損、大阪で若干の死者あ り。
1707年10月28日 （宝永4年）	（宝永地震）	8.6	大阪で、死者約750人、家 屋全壊1,000棟余、他に津 波による死者多数。
1854年12月23日 （安政1年）	（安政東海地震）	8.4	【東海沖の巨大地震。強い 揺れ及び津波により、関東 から近畿にかけて被害。住 家全壊・焼失約30,000 棟、死者2,000～3,000 人。】
1854年12月24日 （安政1年）	（安政南海地震）	8.4	南海沖の巨大地震。安政東 海地震の被害と区別するの が難しい。
1891年10月28日 （明治24年）	（濃尾地震）	8.0	死者24人、負傷者94人、 家屋全壊1,011棟。 ※高槻市の被害状況：淀川 檜尾堤防、大阪府溝咋村、 大阪府三箇牧村において 液状化現象が発生した。 「日本の地盤液状化履歴 図(若松、1991)」
1927年3月7日 （昭和2年）	（北丹後地震）	7.3	死者21人、負傷者126 人、住家・非住家全壊127 棟。
1936年2月21日 （昭和11年）	（河内大和地震）	6.4	死者8人、負傷者52人、 住家全壊4棟。
1944年12月7日 （昭和19年）	（東南海地震）	7.9	死者14人、負傷者135 人、住家全壊199棟。
1946年12月21日 （昭和21年）	（南海地震）	8.0	死者32人、負傷者46人、 住家全壊234棟。
1952年7月18日 （昭和27年）	（吉野地震）	6.7	死者2人、負傷者75人、 住家全壊9棟。

西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害【 】は全国被害
1995年1月17日 （平成7年）	（平成7年（1995年） 兵庫県南部地震）	7.3	【死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、住家全壊104,906棟。】 ※高槻市の被害状況 震度5弱を観測、負傷者230名、半壊12棟・一部損壊4,307棟 他
2000年10月6日 （平成12年）	（平成12年（2000年） 鳥取県西部地震）	7.3	負傷者4人。
2004年9月5日 （平成16年）	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者10人。
2011年3月11日 （平成23年）	東北地方太平洋沖地震	9.0	負傷者1人 ※高槻市の被害状況 震度3を観測、人的・物的被害なし
2013年4月13日 （平成25年）	淡路島付近	6.3	負傷者5人
2018年6月18日 （平成30年）	大阪府北部地震	6.1	死者6人、負傷者385人、住家全壊20棟、住家半壊443棟 ※高槻市の被害状況 震度6弱、死者2人、負傷者40人、全壊11件、大規模半壊2件、半壊247件、一部損壊22,515件

## （2）風水害の履歴

高槻市に影響を及ぼした風水害の概要

和暦	種別	主な被害
1917年10月1日 （大正6年）	大雨 （淀川大塚切れ）	浸水・流出家屋約15,000戸（市外含む）、淀川、芥川決壊
1950年9月3日 （昭和25年）	ジェーン台風	全壊61戸、半壊66戸、一部倒壊415戸、浸水等8,262戸
1953年9月25日 （昭和28年）	台風第13号	全壊297戸、半壊30戸、床上467戸、床下7,926戸、檜尾川、芥川決壊
1959年7月13日～ 14日（昭和34年）	大雨	床上3,200戸、冠水242ha



和暦	種別	主な被害
1959年9月26日 (昭和34年)	台風第15号 (伊勢湾台風)	床下30戸、冠水150.8ha
1961年6月24日～ 30日(昭和36年)	6月豪雨	床下760戸、冠水765ha、道路損壊44か所、堤防損壊47か所
1961年9月16日 (昭和36年)	台風第18号 (第2室戸台風)	全壊49戸、半壊48戸
1967年7月8日～ 9日(昭和42年)	北摂豪雨	全壊2戸、半壊16戸、床上707戸、6,559戸、道路決壊62か所、堤防決壊69か所(女瀬川決壊)
1969年6月25日 (昭和44年)	梅雨豪雨	床下1,029戸、道路決壊8か所、橋流出1か所、冠水600ha
1970年6月15日 (昭和45年)	大雨	床下422戸、田畑一時冠水400ha
1972年9月16日 (昭和47年)	台風第20号	家屋一部崩壊103戸、床上22戸、床下865戸
1974年7月21日 (昭和49年)	集中豪雨	床下1,542戸
2008年8月6日 (平成20年)	大雨	床上45戸、床下102戸、道路冠水47か所
2012年8月14日 (平成24年)	集中豪雨	床上247戸、床下597戸、道路冠水69か所
2018年7月5日～ 7日(平成30年)	平成30年7月豪雨	開設避難所39か所、避難者213名、負傷者(重症1名)、道路冠水16か所、がけ崩れ12か所、全壊1戸
2018年9月4日～ 11月20日(平成30年)	台風第21号	開設避難所26か所、避難者371名、負傷者(中等症1名、軽症15名)、全壊4件、大規模半壊2件、半壊60件、一部損壊6,757件、倒木・停電多数

### 3 対象とする災害（リスク）

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域特性も踏まえ市域に多大な被害を与えることが想定される大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とします。

#### （1）地震の災害リスク

市域への影響が考えられる4つの内陸断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）等についての府の地震被害想定では、本市域の震度が最も強くなるケースは「有馬高槻断層帯」で、最大震度7と想定されています。

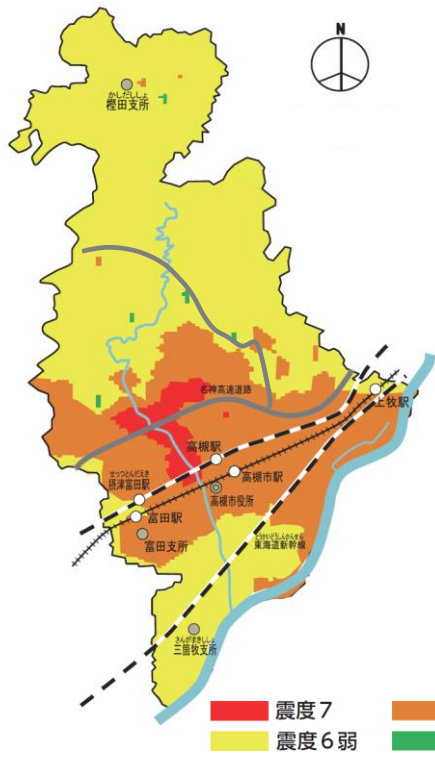
また、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定など、あらゆる可能性を考慮された最大クラスの想定である府の南海トラフ巨大地震による地震被害では、最大震度6弱と想定されており、政府の調査による地震発生確率は、30年以内に70%～80%と評価されています。次表に各想定地震による本市域での被害の状況及び震度分布図を示します。

想定地震	上町断層帯A ※1	上町断層帯B ※1	生駒断層帯 ※1	有馬高槻断層帯 ※1	中央構造線断層帯 ※1	南海トラフ巨大地震 ※2	
地震の規模 ※計測震度は府下全域分	マグニチュード <sup>1</sup> 7.5～7.8 計測震度 4～7	マグニチュード <sup>1</sup> 7.5～7.8 計測震度 4～7	マグニチュード <sup>1</sup> 7.3～7.7 計測震度 4～7	マグニチュード <sup>1</sup> 7.3～7.7 計測震度 3～7	マグニチュード <sup>1</sup> 7.7～8.1 計測震度 3～7	マグニチュード <sup>1</sup> 9.0～9.1 計測震度 5強～6強	
建物全半壊棟数	全壊 5,851 棟 半壊 8,965 棟	全壊 65 棟 半壊 188 棟	全壊 11,036 棟 半壊 12,032 棟	全壊 32,009 棟 半壊 19,848 棟	全壊 4 棟 半壊 15 棟	全壊 1,797 棟 半壊 9,294 棟	
出火件数 (炎上1日間)	5 件	0 件	12 件	49 件	0 件	1 件	
死者数	33 人	0 人	156 人	1,081 人	0 人	19 人	
傷者数	3,123 人	46 人	2,970 人	4,166 人	3 人	645 人	
罹災者数	57,188 人	840 人	88,376 人	208,305 人	65 人	-人	
避難所生活者数	16,585 人	244 人	25,630 人	60,409 人	19 人	15,396 人	
ライフライン	停電	18,988 軒	297 軒	41,140 軒	97,275 軒	0 軒	73,000 軒
	ガス供給停止	70,000 戸	0 戸	59,000 戸	137,000 戸	0 戸	39,400 戸
	水道断水	159,000 人	23,000 人	265,000 人	282,000 人	0 人	293,000 人
	下水道機能支障	-	-	-	-	-	12,000 人
震災廃棄物	可燃物	168,000 トン	3,000 トン	278,000 トン	749,000 トン	0 トン	190,000 トン
	不燃物	566,000 トン	13,000 トン	939,000 トン	2,508,000 トン	2,000 トン	

◎想定地震発生時の条件（季節、時間）： 冬の夕刻（超過確率1%風速の場合）

※1：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成

※2：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第4回・第5回資料）より



有馬高槻断層帯地震震度分布図

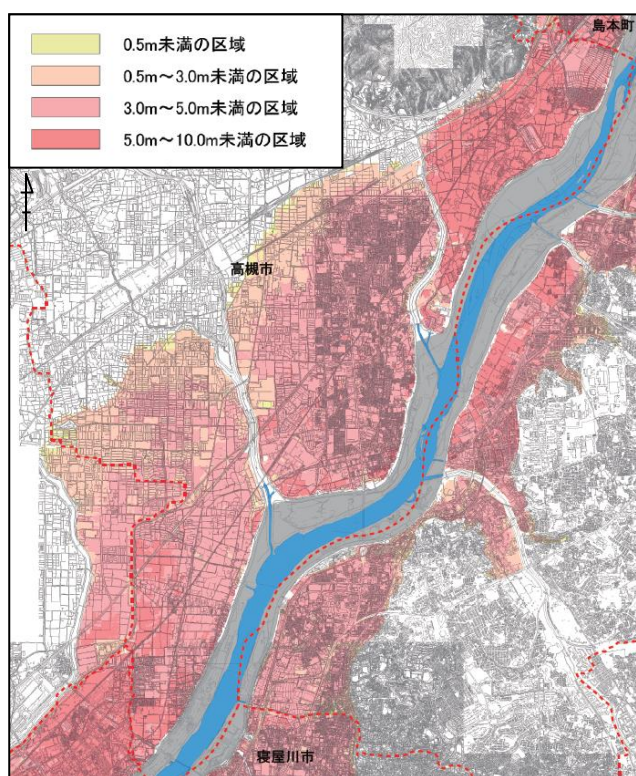


南海トラフ巨大地震震度分布図

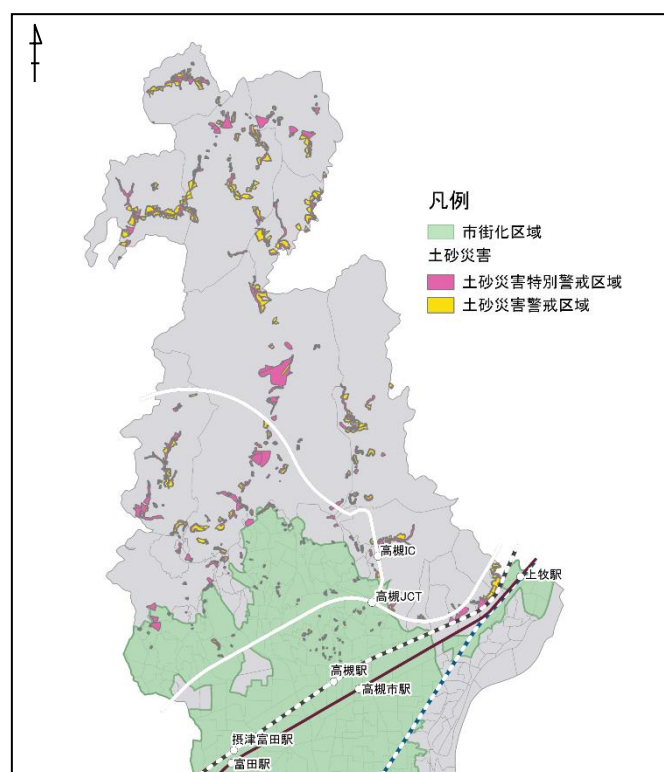
## (2) 風水害（台風、水害、土砂災害等）の災害リスク

本市域には、国、府が管理する一級河川が12河川、市が管理する準用河川が5河川あり、市内平野部では築堤河川となっています。主要な用排水路延長が約115km、ため池が93か所あり、降雨時には、流末の雨水ポンプ場や排水機場で河川に排水しています。また、河川はん濫により国民経済上重大、又は相当な損害を生じる恐れがある河川として淀川、芥川、女瀬川、檜尾川と、市域外の安威川（神崎川含む）、水無瀬川の計6河川が洪水予報河川、又は水位周知河川として指定されています。更にJR以北の住宅地域や北部山間地域では、土砂災害のリスクが高い土砂災害警戒区域が468か所、そのうち被害が大きい土砂災害特別警戒区域が419か所指定されています。

近年、地球温暖化の影響等で、降雨が頻発化、激甚化しており、台風や豪雨による内水はん濫や外水はん濫などの水害や土砂災害のリスクが高まっています。



淀川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



土砂災害警戒区域等

## 第3章 高槻市の地域強靱化の基本目標

### 1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、以下の4点を基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

### 2 事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえ、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
  - ①直接死を最大限防ぐ
  - ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - ③必要不可欠な行政機能は確保する
  - ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
  - ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
  - ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- IV 迅速な復旧復興
  - ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 地域強靱化を進める上での基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安心・安全を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら地域強靱化に取り組みます。

#### (1) 的確な維持管理と施設の強靱化

昭和40年代に建設された都市基盤施設を始め、多くの公共施設等が、今後一斉に更新時期を迎えていくことから、適切な維持管理がますます必要となってきます。

既存施設については長寿命化を基本としつつ、施設の統廃合・集約化を進めるなど、市民の安全・安心を一層確保するため、整備に対する投資の選択と集中を図り、施設の強靱化を推進します。

#### (2) ハード面・ソフト面を組み合わせた適切な対策の実施

まちづくりや都市基盤施設の整備、耐震化などハード面の対策に加え、防災意識の醸成などのソフト面の対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

#### (3) 市民等の連携や主体的な参画

市民一人ひとりや、市民団体、企業、教育機関、医療機関、ボランティア団体など、防災に係るステークホルダー（関係団体）が、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市を始め、防災関係機関との連携を図るとともに、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進します。

#### (4) 効率的・効果的な施策推進

限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など施設の選択と集中を図ることにより費用を縮減し、効率的に施策を推進します。

## 第4章 脆弱性の評価の実施

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、本市における脆弱性を評価するとともに、その対応策を検討します。

### 2 起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態」は、以下の8つの「事前に備えるべき目標」について、脆弱性評価を実施することにより、その妨げとなるものとして28項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所機能の機能不全
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、物流・人流への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態



## 第5章 具体的な取組の推進

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### 【必要な取組】

##### ①市有建築物の耐震化（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民や利用者の安全を確保することや災害時の応急・復旧業務の継続性を確保するため、耐震化対策を実施する。（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）</li> <li>・対象施設のうち、未着手施設の方向性を決定し、事業を実施する</li> </ul>				
	現状 （令和元年度計画策定時点）	目標			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元～3年度</th> <th>令和4～6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○耐震化率 92% (163/177 施設)</td> <td>                     ○耐震化率 95% (168/177 施設)                      ○未着手施設(5 施設)                      ・子ども読書支援センター                      将来的な在り方を含めて検討を実施                      ・埋蔵文化財調査センター                      耐震診断を実施、補強・建て替え・移転に合わせて増築についての検討を実施                      ・エネルギーセンター分室                      施設整備基本計画の検討                      ・二料山荘                      将来的な在り方を含めて検討を実施                      ・公園墓地管理棟                      建て替えも含めた今後の施設のあり方について検討を実施                 </td> </tr> </tbody> </table>	令和元～3年度	令和4～6年度	○耐震化率 92% (163/177 施設)
令和元～3年度	令和4～6年度				
○耐震化率 92% (163/177 施設)	○耐震化率 95% (168/177 施設) ○未着手施設(5 施設) ・子ども読書支援センター 将来的な在り方を含めて検討を実施 ・埋蔵文化財調査センター 耐震診断を実施、補強・建て替え・移転に合わせて増築についての検討を実施 ・エネルギーセンター分室 施設整備基本計画の検討 ・二料山荘 将来的な在り方を含めて検討を実施 ・公園墓地管理棟 建て替えも含めた今後の施設のあり方について検討を実施				

##### 《取組状況》

令和元年度	○耐震化率 92% (163/177 施設) 市役所本館耐震化完了(保育園 2 施設民営化のため除外)
令和2年度	○耐震化率 92% (163/177 施設) ○未着手施設を含む耐震化状況について整理検討を実施
令和3年度	○耐震化率 93% (165/177 施設) ○未着手施設の検討 ・エネルギーセンター分室 施設整備基本計画を検討 ・公園墓地管理棟 公園墓地管理運営のあり方について検討(結果を踏まえて、耐震診断等を実施するか判断を実施) ・埋蔵文化財調査センター 補強・建替・移転・増築の方法について検討
令和4年度	○耐震化率 94% (166/177 施設) ○未着手施設の検討 ・エネルギーセンター分室

	施設整備基本計画を検討 ・公園墓地管理棟 公園墓地管理運営のあり方について検討(結果を踏まえて、耐震診断等を実施するか判断する) ・埋蔵文化財調査センター 補強・建替・移転・増築の方法について検討 ・子ども読書支援センター 子ども読書支援センターのあり方について検討
--	---

②水道部庁舎耐震改修工事（水道部総務企画課）

取組	・耐震基準を満たしていない水道部庁舎について、耐震改修を行う。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等)	
現状 (令和2年度計画修正時点)	目標	
	令和2~3年度	令和4~6年度
○水道部庁舎の耐震化方針決定	○令和2年度 基本設計 ○令和3~4年度 実施設計	○令和3~4年度 実施設計 ○令和5~6年度 耐震改修施工

《取組状況》

令和2年度	○基本設計を実施
令和3年度	○実施設計を実施
令和4年度	○実施設計を実施

③市営住宅の耐震化（都市創造部住宅課）

取組	・旧耐震基準により建設された住棟が多数を占める市営富寿栄住宅について、「高槻市営住宅長寿命化計画」及び「高槻市地域住宅等重点整備計画」に基づき早急な建て替えを実施し、耐震性を確保し、市営住宅の耐震化率向上を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元~3年度	令和4~6年度
○川西住宅・・・完了 春日住宅・・・完了 富寿栄住宅・・・ 平成24年建て替え基礎調査実施 平成25年建て替え基本構想策定 平成29・30年建て替え基本計画策定 ○市営住宅の耐震化率 19%	○市営住宅の耐震化率 19%	○市営住宅の耐震化率 45%

《取組状況》

令和元年度	○市営住宅の耐震化率 19% ○富寿栄住宅建て替え事業に係るPFIアドバイザー業務(1年度目)、地質調査業務、含有アスベスト調査業務、用地測量業務、土地表題登記業務を実施
令和2年度	○市営住宅の耐震化率 19% ○富寿栄住宅建て替え事業に係るPFIアドバイザー業務(2年度目)、土地表題登記業務を実施
令和3年度	○市営住宅の耐震化率 19%

	○富寿栄住宅PFI建て替え事業(事前調査、設計等)
令和4年度	○市営住宅の耐震化率 19% ○富寿栄住宅PFI建て替え事業(1期住棟建設、工事監理等)

④道路橋梁耐震化事業（都市創造部道路課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が管理する約750橋の橋梁のうち、緊急交通路や接続避難路など、通行確保が必要となる路線における10橋を抽出し、耐震性能の有無を照査した。そのうち8橋については、落橋対策や橋脚の補強が必要なため、それに該当する橋梁について計画的に耐震補強を実施する。</li> </ul>		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁耐震実施設計が完了</li> <li>○補強工事に向けて河川管理者との協議調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度に、3橋(山手橋、成合2号橋、五位庄橋)の補修と耐震補強を実施する。</li> <li>○令和3年度に、3橋(春日橋、女瀬川8号橋、弥生橋)の補修と耐震補強を実施する。</li> <li>○残る2橋(演習橋(車道部)、演習橋(歩道部))については、周辺道路整備状況を勘案し、整備時期などを検討する。</li> </ul>	

《取組状況》

令和元年度	○3橋(山手橋、成合2号橋、五位庄橋)について、工事の実施に向けた関係機関との協議・調整
令和2年度	○3橋(山手橋、成合2号橋、五位庄橋)の補修と耐震補強を実施
令和3年度	○3橋(女瀬川8号橋、弥生橋、春日橋)の補修と耐震補強を実施
令和4年度	○残る2橋(演習橋(車道部)、演習橋(歩道部))について、周辺道路整備状況を勘案し、整備時期などを検討

⑤民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進（都市創造部審査指導課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震被害から市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準の住宅・建築物の耐震補助制度の普及・啓発活動を行い、建築物の耐震化を促進する。</li> <li>・道路利用者等の安全確保を目的として、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去促進に取り組む。</li> <li>・旧耐震基準の住宅・建築物に対して、耐震診断、耐震設計・耐震改修工事、除却工事等の費用の一部の補助を行う。</li> <li>・戸別訪問、ダイレクトメール及び講演会等により耐震化の必要性と補助制度の周知啓発活動を実施する。</li> <li>・ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部補助及び制度の周知啓発を実施する。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等)</li> </ul>		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震化率(平成27年度)</li> <li>・住宅 84%</li> <li>・特定既存耐震不適格建築物 85% (内、病院・診療所 83%、老人ホーム等 96%)</li> <li>○窓口でのチラシ配布、ホームページ及び広報誌等によるブロック塀等撤去工事補助制度の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震化率</li> <li>・住宅 95%</li> <li>・特定既存耐震不適格建築物等 95%</li> <li>○ブロック塀等撤去工事補助制度の更なる周知及びブロック塀等所有者への意識啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震性不十分な住宅及び特定既存耐震不適格建築物等は概ね解消</li> <li>○ブロック塀等撤去工事補助制度の更なる周知及びブロック塀等所有者への意識啓発</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧耐震基準の住宅・建築物に対して、耐震診断、耐震設計・耐震改修工事、除却工事等の費用の一部の補助を実施</li> <li>○戸別訪問、ダイレクトメール及び講演会等により耐震化の必要性和補助制度の周知啓発活動を実施</li> <li>○ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部の補助を実施</li> <li>○ブロック塀等安全確保モデル事業において、危険なブロック塀等の撤去に向けて所有者への意識啓発を実施するとともに、この成果をまとめた「高槻市ブロック塀等の安全確保に向けた手引き」を作成</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧耐震基準の住宅・建築物に対して、耐震診断、耐震設計・耐震改修工事、除却工事等の費用の一部の補助を実施</li> <li>○自治会へのチラシ等回覧依頼、個別相談会等により耐震化の必要性和補助制度の周知啓発活動を実施</li> <li>○ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部の補助を実施</li> <li>○令和元年度作成の「高槻市ブロック塀等の安全確保に向けた手引き」を自治会へ回覧依頼</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧耐震基準の住宅・建築物に対して、耐震診断、耐震設計・耐震改修工事、除却工事等の費用の一部の補助を実施</li> <li>○ダイレクトメール及び自治会へのチラシ等回覧依頼、個別相談会等により耐震化の必要性和補助制度の周知啓発活動を実施</li> <li>○ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部の補助を実施</li> <li>○令和元年度作成の「高槻市ブロック塀等の安全確保に向けた手引き」を自治会へ回覧依頼</li> <li>○「ブロック塀等の撤去に向けた取組活動報告・地域防災力の強化に向けた講演会」を開催</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧耐震基準の住宅・建築物に対して、耐震診断、耐震設計・耐震改修工事、除却工事等の費用の一部の補助を実施</li> <li>○ダイレクトメール及び自治会へのチラシ等回覧依頼、個別相談会等により耐震化の必要性和補助制度の周知啓発活動を実施</li> <li>○ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部の補助を実施</li> <li>○令和元年度作成の「高槻市ブロック塀等の安全確保に向けた手引き」を自治会へ回覧依頼</li> <li>○小学校幹線通学路沿道のブロック塀所有者に対し戸別訪問を行い、意識啓発を実施</li> </ul>

⑥市有建築物のブロック塀撤去の促進（学校施設除く）（総合戦略部アセットマネジメント推進室）

取組	<p>・地震発生時に、市有建築物のブロック塀の倒壊を防止し、市民や利用者を始めとする道路等利用者の安全を守るため、危険なブロック塀等の撤去促進に取り組む。（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）</p>	
現状 （令和元年度計画策定時点）	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロック塀の撤去計画策定（令和元年度～令和10年度まで）</li> <li>○ブロック塀の撤去率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ120cm以上</li> </ul> </li> </ul> <p>約80%（平成30年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロック塀の撤去率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ120cm以上</li> <li>100%（令和2年度まで）</li> <li>・高さ80～120cm</li> <li>100%（令和3年度まで）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロック塀の撤去率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ80cm未満</li> </ul> </li> </ul> <p>100%（令和10年度まで）</p>

《取組状況》

令和元年度	○ブロック塀の撤去率 ・高さ 120cm 以上 約 90% ・高さ 80～120 cm 約 33%
令和 2 年度	○ブロック塀の撤去率 ・高さ 120cm 以上 約 94% ・高さ 80～120 cm 約 61%
令和 3 年度	○ブロック塀の撤去率 ・高さ 120cm 以上 約 99% ・高さ 80～120 cm 約 91%
令和 4 年度	○ブロック塀の撤去率 ・高さ 120cm 以上 約 99% ・高さ 80～120 cm 約 92%

⑦学校施設の安全対策（教育委員会事務局学校安全課）

取組	・地震等の災害時に児童生徒の安全確保と学校施設の被害を軽減するため、安全対策を推進する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3 年度	令和 4 年度
○小中学校の校舎及び体育館の耐震化 平成 27 年度末で完了 ※学校施設の老朽化に伴い外壁(外装材)等の非構造部材やブロック塀の安全対策が必要 ○ブロック塀の撤去率 高さ 120cm 以上実施 100%(平成 30 年度)	○学校施設整備基本方針の策定 ○非構造部材の安全点検の実施 ○ブロック塀撤去 ・高さ 80～120cm 100%(令和元年度まで) ・高さ 80cm 未満 70%	○個別施設計画及び各種点検に沿った安全対策(老朽化対策)の実施 ○ブロック塀撤去率 ・高さ 80cm 未満 100%(令和 4 年度まで)

《取組状況》

令和元年度	○個別施設計画の策定 ○ブロック塀の撤去率 ・高さ 80～120 cm 94%
令和 2 年度	○非構造部材の安全点検の実施 ○ブロック塀の撤去率 ・高さ 80～120 cm 100% ・高さ 80 cm 未満 34%
令和 3 年度	○ブロック塀の撤去率 ・高さ 80 cm 未満 72%
令和 4 年度	○学校施設整備方針及び各種点検に基づく安全対策(老朽化対策、防災機能強化)の実施 ○ブロック塀の撤去率 ・高さ 80 cm 未満 100%

⑧国・府有建築物のブロック塀撤去の促進（総合戦略部みらい創生室）

取組	・地震発生時に、国及び府所有の建築物に係るブロック塀の倒壊を防止し、市民や利用者を始めとする道路等利用者の安全を守るため、国や府と連携し、危険なブロック塀等の撤去促進に取り組む。	
現状	目標	

(令和元年度計画策定時点)	令和元年度
○危険なブロック塀等の対策済み施設数 6/8 施設	○対策済み施設数 8/8 施設(令和元年度)

《取組状況》

令和元年度	○対策済み施設数 8/8 施設(令和元年度)
-------	------------------------

⑨被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（都市創造部審査指導課）

取組	・地震により建築物や宅地等が被災した場合、余震等による被災建築物等の倒壊、建築物の一部落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保や被害の軽減を図る。				
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標			
	○発災直後の住宅等の被害状況の把握及び危険度判定の要否判断や実施区域等を市民等からの通報により把握 ○市職員における登録者数(令和元年9月末) ・被災建築物応急危険度判定士数:46人 ・コーディネーター数:18人 ・被災宅地危険度判定士数:29人	<table border="1"> <tr> <th>令和元～3年度</th> <th>令和4～6年度</th> </tr> <tr> <td>○市域全体の情報収集を的確かつ早急に判断するための情報収集体制の構築 ○市職員における被災建築物応急危険度判定士、コーディネーター、被災宅地危険度判定士登録者数の確保</td> <td></td> </tr> </table>	令和元～3年度	令和4～6年度	○市域全体の情報収集を的確かつ早急に判断するための情報収集体制の構築 ○市職員における被災建築物応急危険度判定士、コーディネーター、被災宅地危険度判定士登録者数の確保
令和元～3年度	令和4～6年度				
○市域全体の情報収集を的確かつ早急に判断するための情報収集体制の構築 ○市職員における被災建築物応急危険度判定士、コーディネーター、被災宅地危険度判定士登録者数の確保					

《取組状況》

令和元年度	○市域全体の情報収集を行い、被害状況を把握するため、災害時のパトロールマップを作成 ○被災建築物応急危険度判定士の登録:9人 ※市職員における登録者数(令和元年度末) ・被災建築物応急危険度判定士:52人 ・コーディネーター:18人 ・被災宅地危険度判定士:29人
令和2年度	○被災建築物応急危険度判定における区割り図案の作成 ○被災建築物応急危険度判定士の登録:5人 ○被災宅地危険度判定士の登録:5人 ※市職員における登録者数(令和2年度末) ・被災建築物応急危険度判定士:54人 ・コーディネーター:16人 ・被災宅地危険度判定士:34人
令和3年度	○被災建築物応急危険度判定士の登録:3人 ○被災宅地危険度判定士の登録:5人 ※市職員における登録者数(令和3年度末) ・被災建築物応急危険度判定士:56人 ・コーディネーター:18人 ・被災宅地危険度判定士:32人
令和4年度	○被災建築物応急危険度判定士の登録:0人 ○被災宅地危険度判定士の登録:3人 ※市職員における登録者数 ・被災建築物応急危険度判定士:56人 ・コーディネーター:17人 ・被災宅地危険度判定士:35人

⑩液状化マップの周知・啓発（危機管理室・都市創造部審査指導課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府が平成 26 年度に府域の液状化可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置されていることから、地震発生時に液状化による地盤被害を軽減するため、本市では民間住宅や建物所有者等に液状化対策の重要性を理解してもらい、取組が進められるよう、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら普及啓発を進める。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度
○高槻市地域防災計画で液状化 PL 値を公開	○大阪府及び関係団体等との連携 ○液状化対策の普及啓発	

《取組状況》

令和元年度	○大阪府及び関係団体等との連携や液状化対策の普及啓発の実施
令和 2 年度	○大阪府及び関係団体等との連携や液状化対策の普及啓発の実施
令和 3 年度	○大阪府及び関係団体等との連携や液状化対策の普及啓発の実施
令和 4 年度	○大阪府及び関係団体等との連携や液状化対策の普及啓発の実施

⑪地震ハザードマップの周知・啓発（都市創造部審査指導課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、住民が正確な知識・情報をもち、建物の耐震化率の向上につなげるため、高槻市地震ハザードマップの普及啓発に取り組む。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度
○高槻市地震ハザードマップの窓口及び防災訓練や講演会等での配布、ホームページの掲載	○高槻市地震ハザードマップの更なる普及啓発	

《取組状況》

令和元年度	○高槻市地震ハザードマップの窓口及び防災訓練や講演会等で配布
令和 2 年度	○高槻市地震ハザードマップの窓口及び防災訓練や講演会等で配布
令和 3 年度	○高槻市地震ハザードマップの窓口及び防災訓練や講演会等で配布
令和 4 年度	○高槻市地震ハザードマップの窓口及び防災訓練や講演会等で配布

⑫消防団の活動強化（消防本部警防課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団を中核とした地域防災力の強化に向け、訓練施設や大規模自然災害に対応する資機材を整備するほか、地域の防災指導等を円滑かつ効果的に行うことができるよう支援し、消防団の安定した活動を確保する。</li> <li>・地域が整備した消防団施設等の老朽化に対応するため、更新整備費用の一部を補助する。</li> <li>・「消防団の装備の基準」に基づき装備の充実を図る。</li> <li>・地域防災の中心的役割を果たす消防団員を確保するため、加入促進施策を継続し、消防団活動のPRを展開する。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度

○消防団員に対し、各種訓練や研修等を実施	○引き続き、各種訓練や研修等を実施 ○チェーンソー32台配備 ○全団員に救助用半長靴の個人貸与 ○排水ポンプ52台配備 ○機能別団員創設（令和3年度） ○多機能型消防団等訓練施設の整備検討	○引き続き、各種訓練や研修等を実施 ○現場外套一式の貸与 ○多機能型消防団等訓練施設の整備
----------------------	---	---

《取組状況》

令和元年度	○チェーンソー22台配備
令和2年度	○チェーンソー10台配備 ○全団員に救助用半長靴の個人貸与（2年計画の1年目）
令和3年度	○排水ポンプ52台配備 ○機能別団員創設 ○全団員に救助用半長靴の個人貸与（2年計画の2年目） ○多機能型消防団等訓練施設基本設計完了
令和4年度	○現場外套一式貸与（5年計画の1年目） ○団員の階級にある者の年額報酬額を標準額まで引き上げ（標準額：36,500円） ○出勤報酬創設 ○休団制度創設 ○高槻市学生消防団活動認証制度創設 ○高槻市消防団協力事業所表示制度創設 ○多機能型消防団等訓練施設実施設計完了

⑬ 「避難行動要支援者」支援の充実（健康福祉部地域共生社会推進室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、災害時の支援体制を構築する。</li> <li>・災害対策基本法の改正（令和3年5月施行）に伴い、「個別避難計画」の作成について市町村の努力義務化が図られたこと等を踏まえ、地域における活動団体や福祉サービス事業者等との連携・役割分担など、現行の要援護者支援体制の見直しを検討する。</li> </ul>	
	現状 （令和元年度計画策定時点）	目標
	令和元～3年度	令和4～6年度
○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進め、地域における支援体制の構築を推進	○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進めるなど、引き続き、支援体制の構築に取り組む	○要援護者支援体制の見直し・検討を踏まえた支援体制の構築と推進を図る

《取組状況》

令和元年度	○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進め、地域における支援体制の構築を推進
令和2年度	○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進めるなど、支援体制の構築を推進
令和3年度	○「避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）」の提供を進めるなど、支援体制の構築を推進



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正災害対策基本法の内容等を踏まえた要援護者支援体制の見直しに向けた検討の一助とするため、モデル地区においてコミュニティ防災ワークショップを開催</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)」の提供を進めるなど、支援体制の構築を推進</li> <li>○改正災害対策基本法の内容等を踏まえた要援護者支援体制の見直しに向けた検討の一助とするため、引き続きモデル地区においてコミュニティ防災ワークショップを開催するとともに、市全域大防災訓練にあわせ、その準備過程において個別避難計画を作成し、避難支援訓練を実施</li> <li>○改正法の趣旨や本市の実情を踏まえ、「避難行動要支援者名簿」の対象者要件の見直しを検討(令和5年度より運用開始)</li> </ul>

⑭ 鉄道施設の防災対策 (都市創造部都市づくり推進課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点へのアクセスを確保し、救命救急活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、国、府と連携し、広域緊急交通路と交差する鉄道施設の耐震化を促進する。</li> </ul>		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○鉄道事業者が行う阪急京都線の橋梁施設の耐震化を支援(平成27年度完了)	○国・府の指針等に基づき、適切に促進	

《取組状況》

令和元年度	○国・府の指針等に基づき、適切に促進
令和2年度	○国・府の指針等に基づき、適切に促進
令和3年度	○国・府の指針等に基づき、適切に促進
令和4年度	○国・府の指針等に基づき、適切に促進

⑮ 大規模盛土造成地マップの高度化 (都市創造部審査指導課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震などに備え、市民に大規模盛土造成地が身近にあることを知ってもらうとともに、日頃から防災意識を持って宅地の状況に目を配り、災害の防止や被害の軽減につなげる。</li> </ul>		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模盛土の位置と箇所数を把握</li> <li>○高槻市大規模盛土造成地マップを作成・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高槻市大規模盛土造成地マップの周知</li> <li>○盛土造成地の基礎資料整理</li> <li>○経過観察等の実施方法について整理</li> </ul>	

《取組状況》

令和元年度	○高槻市大規模盛土造成地マップの周知
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高槻市大規模盛土造成地マップの周知</li> <li>○第二次スクリーニング計画の作成</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高槻市大規模盛土造成地マップの周知</li> <li>○第二次スクリーニング計画に基づく経過観察について検討</li> </ul>

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高槻市大規模盛土造成地マップの周知</li> <li>○第二次スクリーニング計画に基づく経過観察について検討</li> </ul>
-------	---

⑩学校における安全教育の充実（教育委員会事務局学校安全課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を取り入れながら、学校教育活動全体を通じて、実践的な安全教育に取り組む。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
		令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然災害を想定した避難訓練実施率(平成30年度) 小学校 100% 中学校 100%</li> <li>○安全教育教材の活用</li> <li>○校区安全マップの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、毎年避難訓練を実施 小学校実施率 100% 中学校実施率 100%</li> <li>○安全教育教材の見直し</li> <li>○校区安全マップの見直し</li> <li>○セーフティプロモーションスクール(SPS)認証を推進</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な危機事象を想定した避難訓練や安全教育教材の活用等により、児童生徒に対する実践的な安全教育を実施</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な危機事象を想定した避難訓練や安全教育教材の活用等により、児童生徒に対する実践的な安全教育を実施</li> <li>○学校安全推進モデル校でセーフティプロモーションスクール認証を取得</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な危機事象を想定した避難訓練や安全教育教材の活用等により、児童生徒に対する実践的な安全教育を実施</li> <li>○「生活安全」「災害安全」「交通安全」の領域を網羅した安全教育副読本「たかつき安全 NOTE」を、児童生徒の発達段階に応じた3種類作成</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な危機事象を想定した避難訓練や「たかつき安全 NOTE」の活用等により、児童生徒に対する実践的な安全教育を実施</li> <li>○学校安全推進モデル校区の小中学校(第三中学校、芝生小学校、丸橋小学校)でセーフティプロモーションスクール認証を取得</li> </ul>

⑪市民の防災意識の向上（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりや、市民団体、企業、教育機関、医療機関、ボランティア団体など、防災に係るステークホルダー(関係団体)が、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市を始め、防災関係機関との連携を図るとともに、それぞれが主体的に行動できるよう出前講座の実施や、市民避難訓練、防災講演会、シンポジウムを継続的に開催し、防災意識の向上を図る。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
		令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出前講座、防災講演会、シンポジウム、地域防災総合訓練、市民避難訓練等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災講演会</li> <li>○地域防災総合訓練</li> <li>○市民避難訓練 (南西、北東地域)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災講演会</li> <li>○地域防災総合訓練</li> <li>○市民避難訓練 (北東、南東地域)</li> <li>○市全域大防災訓練</li> <li>○防災シンポジウムの実施</li> <li>○防災ハンドブックの作成・配布等</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民避難訓練(南西地域)の実施</li> <li>○防災講演会の実施</li> <li>○出前講座の実施</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民避難訓練の調整を実施(新型コロナウイルス感染の影響で中止)</li> <li>○避難所における感染症対応訓練の実施</li> <li>○避難所における感染症対応訓練 DVD の作成</li> <li>○防災講演会の調整を実施(新型コロナウイルス感染の影響で中止)</li> <li>○出前講座の実施</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民避難訓練(北東地域)の実施</li> <li>○避難所における感染症対応訓練の実施</li> <li>○防災講演会(オンライン配信)を実施</li> <li>○出前講座の実施</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市全域大防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達訓練</li> <li>・市民避難訓練</li> <li>・リモート型防災訓練</li> <li>・総合防災訓練フェス</li> </ul> </li> <li>○防災ハンドブックの作成・配布</li> <li>○防災シンポジウムの実施</li> <li>○防災講演会の実施</li> <li>○出前講座の実施</li> </ul>

⑱公園の適正な維持管理（都市創造部公園課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に防災拠点や避難地として公園を安全・確実に活用できるよう、公園の各種施設について適切な維持管理を図る。</li> </ul>		
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標		
	令和元～3年度	令和4～6年度	
○避難地として位置付けられた公園について定期的な施設点検を実施し、適切な維持管理を図る	○施設点検による適切な維持管理の実施	○「公園施設長寿命化対策支援事業」において、「高槻市公園施設長寿命化計画(2020年～2029年)」に基づき、公園施設を更新	

《取組状況》

令和元年度	○遊戯施設等の点検を実施し、適切に維持管理を実施
令和2年度	○遊戯施設等の点検を実施し、適切に維持管理を実施
令和3年度	○遊戯施設等の点検を実施し、適切に維持管理を実施
令和4年度	○遊戯施設等の点検を実施し、適切に維持管理を実施

⑲空家等対策計画（都市創造部住宅課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に管理されていない空家の改善を図り、市民の安全・安心の確保に努めるとともに、健全な空家については地域の有効な資産と捉えて、流通や利活用を促進する。</li> </ul>		
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標		
	令和元～3年度	令和4～6年度	

<p>○空家等対策計画の策定 (令和元年 7 月)</p>	<p>○所有者等による空き家の適切な管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家の適切な管理の啓発</li> <li>・空家の管理に関するセミナーの開催</li> <li>・空家見守り事業の実施体制の構築及び普及・促進</li> <li>・適切に管理されていない空家の所有者等に対する指導など</li> </ul> <p>○空家の利活用の促進や良質なストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイホーム借上げ制度の普及・促進</li> <li>・空家相談員による相談体制の整備</li> <li>・居住環境の整備改善や地域活性化に向けた空家の利活用制度の検討</li> <li>・樫田地区空き家情報バンク制度の活用</li> <li>・財産管理人制度の活用など</li> </ul>
-----------------------------------	--

《 取組状況 》

<p>令和元年度</p>	<p>○所有者等による空き家の適切な管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家の適切な管理の啓発</li> <li>・空家の管理に関するセミナーの開催</li> <li>・空家見守り事業の実施体制の構築</li> <li>・適切に管理されていない空家の所有者等に対する指導など</li> </ul> <p>○空家の利活用の促進や良質なストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイホーム借上げ制度の普及・促進</li> <li>・空家相談員による相談体制の整備</li> <li>・樫田地区空き家情報バンク制度の活用など</li> </ul>
<p>令和 2 年度</p>	<p>○所有者等による空き家の適切な管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家の適切な管理の啓発</li> <li>・空家の管理に関するセミナーの開催</li> <li>・空家見守り業務の普及・促進</li> <li>・適切に管理されていない空家の所有者等に対する指導など</li> </ul> <p>○空家の利活用の促進や良質なストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイホーム借上げ制度の普及・促進</li> <li>・空家相談員制度の導入・運用</li> <li>・居住環境の整備改善や地域活性化に向けた空家の利活用制度の検討</li> <li>・樫田地区空き家情報バンク制度の活用など</li> </ul>
<p>令和 3 年度</p>	<p>○所有者等による空き家の適切な管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家の適切な管理の啓発</li> <li>・空家の管理に関するセミナーの開催</li> <li>・空家見守り業務の普及・促進</li> <li>・適切に管理されていない空家の所有者等に対する指導など</li> </ul> <p>○空家の利活用の促進や良質なストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイホーム借上げ制度の普及・促進</li> <li>・空家相談員制度の運用</li> <li>・居住環境の整備改善や地域活性化に向けた空家の利活用制度の検討</li> <li>・樫田地区空き家情報バンク制度の活用など</li> </ul>
<p>令和 4 年度</p>	<p>○所有者等による空き家の適切な管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家の適切な管理の啓発</li> <li>・空家の管理に関するセミナーの開催</li> <li>・空家見守り業務の普及・促進</li> <li>・適切に管理されていない空家の所有者等に対する指導など</li> </ul> <p>○空家の利活用の促進や良質なストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイホーム借上げ制度の普及・促進</li> <li>・空家相談員制度の運用</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住環境の整備改善や地域活性化に向けた空家の活用制度の検討</li> <li>・樫田地区空き家情報バンク制度の活用など</li> </ul>
--	--

⑳ 社会福祉施設等における耐災害性の強化促進（健康福祉部福祉指導課・障がい福祉課・長寿介護課、子ども未来部子育て総合支援センター）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児者や高齢者が利用する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等施設整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、耐震化等の防災・減災対策を推進する。</li> </ul>	
現状 (令和4年度計画策定時点)	目標 令和4～6年度	
○各種補助制度等を活用し、防災・減災対策を促進	○各種補助制度等を活用し、防災・減災対策を促進	

《取組状況》

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象施設に各種補助制度を案内し、耐震化等の防災・減災対策を促進</li> <li>令和4年度交付決定実績2件(社会福祉施設等施設整備費補助金)</li> </ul>
-------	--

㉑ 民間保育所等整備等補助事業（子ども未来部保育幼稚園指導課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、老朽化した認定こども園等の建替えにより、施設の耐震化整備等の防災・減災対策を推進する。</li> </ul>	
現状 (令和4年度計画策定時点)	目標 令和4～6年度	
○国の交付要綱等に基づき、適切に実施する。	○国の交付要綱等に基づき、適切に実施する。	

《取組状況》

令和4年度	○大阪府安心こども基金を活用して事業を実施
-------	-----------------------

㉒ (仮称) 総合防災センターの整備検討（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時(自助・共助力の向上)と災害時(災害対応の円滑化)の機能を併せ持ち、本市の総合防災拠点としての役割を担う(仮称)総合防災センターについて、市庁舎を有効活用した整備を検討する。</li> </ul>	
現状 (令和5年度計画策定時点)	目標 令和5～6年度	
○他市事例や整備場所などについて調査を実施	○(仮称)総合防災センターの整備検討	

## 1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

### 【必要な取組】

#### ①防火地域等の指定促進（都市創造部都市づくり推進課）

取組	・都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を行う。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○指定建ぺい率60%以上の区域について、防火・準防火地域の指定実施 約2,613ha (市街化区域の約8割)	○地域地区の見直し、追加にあわせて防火・準防火地域の指定実施	

#### 《取組状況》

令和元年度	○地域地区の見直し等を行っていないため、防火地域等についても変更なし
令和2年度	○地域地区の見直し等を行っていないため、防火地域等についても変更なし
令和3年度	○地域地区の見直し等を行っていないため、防火地域等についても変更なし
令和4年度	○地域地区の見直し等を行っていないため、防火地域等についても変更なし

#### ②消防用水の確保対策（消防本部警防課）

取組	・火災による被害を軽減するため、河川、ため池、農業用水路などの自然水利や、学校のプールなどを積極的に活用するほか、大規模自然災害発生時に使用可能な消防用水を確保する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○使用可能な防火水槽数93基 ・公設耐震防火水槽数91基 ・改修済みの防火水槽数2基	○使用可能な防火水槽数:95基 ・老朽化している防火水槽の改修等 (令和元年度1基、令和3年度1基)	○使用可能な防火水槽数:98基 ・老朽化している防火水槽の改修等 (各年度1基)

#### 《取組状況》

令和元年度	○防火水槽改修1基
令和2年度	○全ての公設防火水槽の点検
令和3年度	○全ての公設防火水槽の点検 ○防火水槽改修1基
令和4年度	○全ての公設防火水槽の点検

③救急救命士の養成・能力向上（消防本部救急課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、3名の救急救命士の養成を行う。</li> <li>・養成した救急救命士は気管挿管ができるよう病院へ実習派遣を行い、救急救命士が行う全ての特定行為が実施可能な認定救急救命士を養成する。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○常備救急車には、認定救急救命士が最低1名乗車</li> <li>○認定救急救命士数64名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年、3名の救急救命士の養成</li> <li>○認定救急救命士の更なる養成</li> </ul>	

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急救命士の養成4名</li> <li>○認定救急救命士の養成5名</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急救命士の養成8名</li> <li>○認定救急救命士の養成6名</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急救命士の養成5名</li> <li>○認定救急救命士の養成5名</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急救命士の養成3名</li> <li>○認定救急救命士の養成6名</li> </ul>

④消防団の活動強化（消防本部警防課） ※取組内容等は1-1⑫に記載

⑤空家等対策計画（都市創造部住宅課） ※取組内容等は1-1⑲に記載

⑥防災拠点の整備と広域避難地等の確保（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における消防や警察、自衛隊、医療関係、ボランティア活動等の人的応援や食料等の救援物資の受援、救援拠点となる防災拠点や、地震時における火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保を図れるよう状況に合わせて柔軟に対応できる公園を検討する。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点8か所</li> <li>○広域避難地16か所 (準広域避難地含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点の運用・見直し</li> <li>○安満遺跡公園の全面開園に合わせた広域避難地の指定</li> <li>○公園整備等に合わせた広域避難地の指定検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点の運用・見直し</li> <li>○公園整備等に合わせた広域避難地の指定検討</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	○安満遺跡公園一次開園区域を準広域避難地に指定
令和2年度	○安満遺跡公園全面を準広域避難地に指定
令和3年度	○公園整備等に合わせた広域避難地の指定検討
令和4年度	○公園整備等に合わせた広域避難地の指定検討

⑦安満遺跡公園整備事業（街にぎわい部歴史にぎわい推進課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安満遺跡公園を地震災害発生時、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民等の安全を確保し、3日間程度安全に避難することができる広域避難地として整備する。</li> <li>・また、地震発生後3日目以降はボランティア拠点や広大なオープンスペースを活用した応急仮設住宅候補地など、災害時の状況に合わせて柔軟に対応できる公園を整備する。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標 令和元～2年度
	○公園西エリア(約4.2ha)を一次開園し、準広域避難地に指定 ※防災倉庫、耐震性貯水槽などの防災機能を配置	○広域避難地等の防災機能を有する公園として整備(約21.8ha)

《取組状況》

令和元年度	○広域避難地等の防災機能を有する公園として整備
令和2年度	○令和3年3月に全面開園

⑧高槻城公園再整備事業(街にぎわい部歴史にぎわい推進課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難地である高槻城公園の再整備を行い、延焼遮断空間となる防火樹林帯や避難空間となる広場の整備など、広域避難地としての防災機能の強化を図る。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標 令和元～3年度 令和4～6年度
	○周辺の公共施設を含む公園全域が広域避難地に指定 ○南エリアに耐震性貯水槽を設置	○高槻城公園再整備に向けて、工事着手(中央エリア) ○中央エリア完成 ○北エリアの設計着手 ○南エリアの整備検討

《取組状況》

令和元年度	○中央エリアの工事着手に向けた各種調整を実施
令和2年度	○中央エリアの工事着手に向けた各種調整を実施
令和3年度	○中央エリアの工事着手
令和4年度	○中央エリア完成(令和5年3月)

⑨市民の防災意識の向上(危機管理室) ※取組内容等は1-1⑰に記載

⑩市町村消防の広域化(消防本部消防総務課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接消防相互応援協定や大阪府下広域消防相互応援協定のほか、緊急消防援助隊の応援体制について、今後も継続して隣接市町の動向を注視しながら検討を進める。</li> <li>・応援隊が円滑に活動できる体制を確保するための受援体制について、更なる強化を図る。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標 令和元～3年度 令和4～6年度
	○大規模地震災害時の対応については、隣接消防相互応援協定や大阪府下広域消防相互応援協定のほか、緊急消防援助隊の応援体制が整備されており、迅速な対応が可能である。	○隣接市町の動向を注視しながら応援体制や受援体制について、更なる検討を進める。



《取組状況》

令和元年度	○隣接市町及び府下の情勢について、情報収集を実施
令和2年度	○隣接市町及び府下の情勢について、情報収集を実施
令和3年度	○隣接市町及び府下の情勢について、情報収集を実施
令和4年度	○隣接市町及び府下の情勢について、情報収集を実施

⑪大規模火災(林野火災)発生時の体制確保(危機管理室、消防本部警防課)

取組	・大規模火災(林野火災)発生時に迅速な災害対応が図れるよう市内の体制を確保する	
	現状 (令和5年度計画策定時点)	目標 令和5~6年度
	○他市事例や市内体制のあり方などについて検討を実施	○市地域防災計画の修正 ○火災警報の発令に関する要綱の修正

### 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### 【必要な取組】

##### ①長期湛水の早期解消に向けた対策（危機管理室）

取組	・河川氾濫に伴う浸水では、市域南部を中心に長期湛水の可能性があることから、関係機関と連携しポンプ車等による排水を行い、長期湛水の早期解消を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○国土交通省近畿地方整備局と災害時等の応援に関する申し合わせ締結 ○排水ポンプ車を防災訓練に活用	○関係機関と協議し、河川氾濫に伴う長期湛水への対応手順等について検討を進める。	

#### 《取組状況》

令和元年度	○地域防災総合訓練にて近畿地方整備局の排水ポンプを配置した訓練を実施
令和2年度	○河川氾濫に伴う長期湛水について、三島地域広域避難検討WGにて検討
令和3年度	○河川氾濫に伴う長期湛水について、三島地域広域避難検討WGにて検討
令和4年度	○河川氾濫に伴う長期湛水について、三島地域広域避難検討WGにて検討

##### ②治水対策（危機管理室、都市創造部下水河川企画課）

取組	・はん濫が発生することを前提として、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に向け、国や府、沿川自治体などの関係機関が相互に連携し、ハード対策とソフト対策を一体的にかつ計画的に推進する。 ・気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○水害・土砂災害ハザードマップの作成・配布 ○出前講座等による水防災知識の普及啓発 ○淀川流域の将来を議論する「淀川サミット」の開催、淀川宣言の採択 ○国、府、防災関係機関で構成する流域減災対策協議会での検討	○出前講座等による水防災知識の普及啓発 ○流域自治体が連携して水防災意識社会の再構築に取り組む ○水害・土砂災害ハザードマップを想定最大規模に更新 ○淀川流域治水協議会に参画し、流域治水プロジェクトを策定、推進 ○河川はん濫にあってもポンプ場への浸水を防ぎ、排水機能を維持するための耐水化計画を策定	○出前講座等による水防災知識の普及啓発 ○流域自治体が連携して水防災意識社会の再構築に取り組む ○淀川流域治水協議会に参画し、流域治水プロジェクトを推進する ○雨水ポンプ場の耐水化工事1施設

#### 《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップを活用した出前講座を 24 回開催(受講者 1,858 人)</li> <li>○水害・土砂災害学習 DVD を小中学校に配布し、教職員研修を実施</li> <li>○淀川水系河川整備促進大会を開催し、国に緊急提言を実施</li> </ul>
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップを活用した出前講座を 5 回開催(受講者 181 人)</li> <li>○ハザードマップを活用した教職員研修を実施</li> <li>○水害・土砂災害ハザードマップを想定最大規模に更新</li> <li>○淀川右岸治水促進期成同盟研修会「国土強靱化～強くてしなやかな国土をつくるための市町村の役割～」を開催</li> </ul>
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○想定最大規模に更新した水害・土砂災害ハザードマップを全戸に配布</li> <li>○ハザードマップを活用した出前講座を 20 回開催(受講者 491 人)</li> <li>○まるごとまちごとハザードマップを公民館等 17 か所に設置</li> <li>○淀川水系の 9 期成同盟と連携し、国土交通大臣に淀川水系河川整備計画の迅速な見直しを求める緊急要望を実施</li> <li>○雨水ポンプ場の耐水化計画を策定</li> </ul>
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップを活用した出前講座を 14 回開催(受講者 346 人)</li> <li>○ハザードマップを活用した教職員研修を実施</li> <li>○まるごとまちごとハザードマップを小中学校 30 か所に設置</li> <li>○淀川流域治水協議会において市の取組事例を発表</li> </ul>

③豪雨時の冠水対策（都市創造部下水河川企画課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年頻発する集中豪雨に対して、雨水貯留施設等のハード整備と自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、総合的な雨水対策を行うことで浸水被害の軽減を図る。</li> </ul>		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3 年度	
		令和 4～6 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水貯留施設の整備</li> <li>・安満遺跡公園内雨水貯留施設 20,000 m<sup>3</sup></li> <li>○校庭を活用した雨水流出抑制施設の整備 1 校</li> <li>○雨水排水施設(取口、幹線管渠)の整備 雨水整備率 50.8%</li> <li>○土のうステーションの設置 68 基</li> <li>○水害・土砂災害ハザードマップの作成、配布</li> <li>○出前講座等による水防災知識の普及啓発</li> <li>○水害・土砂災害学習動画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水貯留施設整備</li> <li>・高槻城公園内雨水貯留施設 5,650 m<sup>3</sup></li> <li>○雨水流出抑制施設 3 校</li> <li>○雨水整備率 52.4%</li> <li>○出前講座等による水防災知識の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水貯留施設整備</li> <li>・JR 高槻駅北駅前広場雨水貯留施設 250 m<sup>3</sup></li> <li>○雨水流出抑制施設 3 校ほか</li> <li>○雨水整備率 53.6%</li> <li>○出前講座等による水防災知識の普及啓発</li> <li>○想定最大規模降雨を対象とした雨水出水浸水想定シミュレーション</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水貯留施設整備</li> <li>・高槻城公園内貯留施設 施工</li> <li>○雨水流出抑制施設 2 校</li> <li>○雨水整備率 50.9%</li> <li>○土のうステーション 2 基新設</li> <li>○出前講座 24 件(受講者 1,858 人)</li> </ul>
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水貯留施設整備</li> <li>・高槻城公園内貯留施設 施工</li> <li>○雨水流出抑制施設 1 校</li> <li>○雨水整備率 52.0%</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土のうステーション 1 基新設</li> <li>○出前講座 5 件(受講者 181 人)</li> </ul>
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水貯留施設整備</li> <li>・JR 高槻駅北駅前広場雨水貯留施設 着手</li> <li>○雨水流出抑制施設 1 校</li> <li>○雨水整備率 52.0%</li> <li>○土のうステーション 3 基新設</li> <li>○出前講座 20 件(受講者 491 人)</li> </ul>
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水貯留施設整備</li> <li>・JR 高槻駅北駅前広場雨水貯留施設 施工</li> <li>○雨水流出抑制施設 2 校</li> <li>○雨水整備率 52.0%</li> <li>○出前講座 14 件(受講者 346 人)</li> </ul>

④下水道施設老朽化対策事業（都市創造部下水河川企画課）

取組	<p>・道路陥没などのリスクが高まる布設後 30 年を経過する管路施設のほか、耐用年数を迎えているポンプ場施設の老朽化対策として、予防保全型の維持管理を推進し、機能不全に陥る前に改築更新を実施する。</p>		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3 年度      令和 4～6 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管渠施設の点検調査について、優先順位を付けて実施し、改築が必要な管渠の抽出を行った上で改築工事を実施</li> <li>○ポンプ場施設について、優先順位を定め機械及び電気設備の更新を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管渠巡視点検約 270km</li> <li>○管内カメラ調査約 49km</li> <li>○管渠改築約 6km</li> <li>※点検結果によるため数値は増減する</li> <li>○マンホールポンプ更新工事 9 か所</li> <li>○ポンプ場施設の設備更新</li> <li>○雨水取口等の設備更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管渠巡視点検約 240km</li> <li>○管内カメラ調査約 24km</li> <li>○管渠改築約 15km</li> <li>※点検結果によるため数値は増減する</li> <li>○マンホールポンプ更新工事 9 か所</li> <li>○ポンプ場施設の設備更新</li> <li>○雨水取口等の設備更新</li> <li>○官民連携(ウォーター PPP)導入可能性の検討</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管渠巡視点検 128km</li> <li>○管内カメラ調査 23km</li> <li>○マンホールポンプ更新 3 か所</li> <li>○日野川取口の除塵機更新</li> </ul>
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管渠巡視点検 103km</li> <li>○管内カメラ調査 20km</li> <li>○マンホール蓋更新 343 か所</li> <li>○マンホールポンプ更新 3 か所</li> <li>○柳川取口の除塵機更新</li> </ul>
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管渠巡視点検 89km</li> <li>○管内カメラ調査 16km</li> <li>○管きよ改築 1.5km</li> <li>○マンホール蓋更新 451 か所</li> <li>○マンホールポンプ更新 3 か所</li> <li>○津之江雨水ポンプ場の電気設備更新</li> </ul>
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管渠巡視点検 104km</li> <li>○管内カメラ調査 19km</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管きよ改築 1.4km</li> <li>○マンホール蓋更新 491 か所</li> <li>○マンホールポンプ更新 5 か所</li> <li>○雨水取口のスクリーン更新</li> </ul>
--	---

⑤排水機場老朽化対策事業（都市創造部下水河川企画課）

取組	・近年頻発する集中豪雨に対して、排水機場の効率的な運転と適正な維持管理を行いながら老朽化対策を進め、農地の浸水防除を図る。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度      令和4～6年度
	○排水機場について、優先順位を定め、機械及び電気設備の更新を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排水機場の電気設備等の更新工事</li> <li>○排水機場の機械設備等の更新工事</li> <li>○施設管理計画を策定・改定し、計画に基づき実施</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第二今戸排水機場において大阪府が事業主体となり機械設備の更新工事を実施</li> <li>○第二今戸排水機場において機能保全計画を策定</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第二今戸排水機場において建屋更新工事を実施(1年目/2ヶ年)</li> <li>○大冠排水機場において機能保全計画を策定</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第二今戸排水機場において建屋更新工事を実施(2年目/2ヶ年)</li> <li>○大冠排水機場において除塵機更新工事実施設計を実施</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第二前島排水機場における除塵機更新工事(事業主体:大阪府)に対し負担金を支出</li> <li>○津之江排水機場において設備更新工事実施設計を実施</li> </ul>

⑥水防対策（地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策）（都市創造部下水河川企画課）

取組	・洪水等による水害の警戒や、防御及び被害の軽減を行う水防活動に必要な体制・資機材を整備する。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度      令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○淀川右岸水防事務組合(市内9分団770人)</li> <li>○水防倉庫5か所および芥川水防センター</li> <li>○水防資材、器具の確保</li> <li>○訓練への参加(地域防災総合演習など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防団員の定数確保</li> <li>○訓練実施による水防活動力の向上</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洪水を想定した地域防災総合訓練の実施</li> <li>○水防団員募集を広報誌に掲載</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防資材の点検</li> <li>○水防団員募集のポスター掲示</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防資材の点検</li> <li>○水防団員募集を広報誌掲載、ポスター掲示</li> </ul>

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防資材の点検</li> <li>○水防団員募集動画を市役所庁舎内で放映</li> <li>○淀川右岸水防事務組合や消防団等と合同水防訓練を実施(高槻市全域大防災訓練)</li> </ul>
-------	---

⑦雨量水位テレメータ管理事業(都市創造部下水河川企画課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量水位等に関する情報を迅速に収集し、降雨等による災害の未然防止、被害の軽減に努め、市民生活を守る。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
		令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降雨災害に対する体制を早期に確保するため、市内の雨量・水位情報を防災監視室で確認</li> <li>○市内の下水道施設の運転状況を把握するための情報を、防災監視室で確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の状況を詳細に把握するため、新設を含め、雨量・水位局の見直しに取り組む</li> <li>○老朽化による設備の更新計画を策定、更新</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	○大阪府のシステム更新を踏まえた、市テレメータ更新に対する検討を実施
令和2年度	○大阪府のシステム更新を踏まえた、市テレメータ更新計画を策定
令和3年度	○監視装置のIP化、テレメータ装置の更新事業を実施(1年目/6ヶ年)
令和4年度	○監視装置のIP化、テレメータ装置の更新事業を実施(2年目/6ヶ年)

⑧要配慮者利用施設の避難体制の確保(危機管理室、健康福祉部福祉指導課・健康医療政策課・長寿介護課、子ども未来部保育幼稚園総務課・保育幼稚園事業課・保育幼稚園指導課・子育て総合支援センター)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成や訓練実施が義務付けられたことから、対象となる施設・事業所に対して、早期の計画作成を促進する。</li> <li>・高齢者福祉施設等の社会福祉施設は、非常災害対策に関する具体的計画を策定し、定期的な避難訓練の実施を市の条例で義務付けていることから、計画の作成及び訓練の実施状況について、実地指導等において確認を行う。</li> <li>・豪雨等を起因とする洪水及び土砂崩れの発生が見込まれる時に、入院患者や施設利用者の円滑かつ迅速な避難が確保できるよう、施設の種別や、立地条件等の実態に即した計画を作成するよう、医療施設に働きかける。</li> <li>・洪水浸水想定区域の見直しに合わせ、対象施設の再選定や、避難確保計画の作成の手引きを修正するとともに、説明会を再実施し周知を図る。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
		令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者利用施設による計画作成率34%(平成30年度末)</li> <li>○高齢者福祉施設等について、「非常災害対策計画」作成及び避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者利用施設による計画作成率100%</li> <li>○実地指導等で確認</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○訓練の実施促進</li> <li>○新規対象施設への計画策定、訓練実施を促進</li> </ul>

訓練の実施状況を実地指導等で確認	○対象となる施設の再選定及び計画作成説明会の再実施	
------------------	---------------------------	--

《取組状況》

令和元年度	○要配慮者利用施設による計画作成率 37%(令和 2 年 6 月末現在)
令和 2 年度	○要配慮者利用施設による計画作成率 35%(令和 3 年 3 月末現在) ※洪水浸水想定区域の変更に伴い対象施設を追加
令和 3 年度	○要配慮者利用施設による計画作成率 96%(令和 4 年 3 月末現在)
令和 4 年度	○要配慮者利用施設による計画作成率 96%(令和 5 年 3 月末現在)

⑨市民の防災意識の向上（危機管理室） ※取組内容等は 1-1⑰に記載

⑩ため池の防災・減災対策（都市創造部下水河川企画課）

取組	・近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、大阪府及びため池管理者と連携し、ため池の耐震対策、ハザードマップの利活用など、防災・減災対策を総合的に推進する。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3 年度	令和 4～6 年度
	○耐震診断（水防ため池 16 か所） ○ハザードマップ作成（水防ため池 16 か所） ○水防ため池定期点検 ○ため池管理者研修の開催	○水防ため池点検の実施 ○ため池管理者研修の開催	○防災重点農業用ため池点検の実施 ○ため池管理者研修の開催

《取組状況》

令和元年度	○水防ため池点検の実施 ○ため池管理者研修の開催 ○ため池管理に関する新法に基づく届出の促進
令和 2 年度	○水防ため池点検の実施 ○ため池管理保全法に基づく届出の促進および現地調査
令和 3 年度	○水防ため池点検の実施 ○ため池管理者研修の開催 ○未届出ため池の現地調査
令和 4 年度	○防災重点農業用ため池（水防ため池 B, C 級及びその他級）点検の実施 ○ため池管理者研修の開催

⑪淀川広域避難タイムライン・コミュニティタイムラインの策定（危機管理室）

取組	・淀川が氾濫する大規模水害・土砂災害が発生することを前提とした本市に係る防災関係機関が、共通の時間軸(タイムライン)に沿って、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ明確にし、災害時に迅速な防災行動を行う。 ・地域においても、自らの判断で避難行動を行えるようコミュニティタイムラインを作成し、地域防災力の向上を図る。		
	現状	目標	

(令和元年度計画策定時点)	令和元～3年度	令和4～6年度
○平成29年に淀川を対象とした、市各対策部の防災行動を定めた災害タイムラインを策定	○モデル地区におけるコミュニティタイムラインを検討 ○淀川広域避難タイムライン(大規模水害・土砂災害)の検討	○モデル地区におけるコミュニティタイムラインを作成 ○各コミュニティ地区におけるコミュニティタイムラインの策定促進 ○淀川広域避難タイムライン(大規模水害・土砂災害)の検討、策定 ○淀川広域避難に関する市民周知及び実効性確保に向けた取組

《取組状況》

令和元年度	○災害シナリオや進め方について、関連事業となる三島地域広域避難検討WGにて検討
令和2年度	○モデル地区(水害)においてコミュニティタイムラインの勉強会を実施
令和3年度	○モデル地区(水害)においてコミュニティタイムラインのワークショップを実施
令和4年度	○モデル地区(水害)においてコミュニティタイムラインを策定 ○淀川広域避難タイムラインの策定に向け、防災関係機関及び市内各対策部と検討会議を実施するとともに、市全域大防災訓練にて検証を実施

⑫風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達(危機管理室)

取組	・水害、土砂災害に関する的確な避難情報の判断及び住民への情報伝達ができるよう、最新の知見や制度の見直しに合わせ、遅延なく避難情報判断・伝達マニュアルの修正を行い、的確に避難情報の判断・伝達を行う。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○避難情報判断・伝達マニュアルの随時改定、修正を実施 ○市民の理解を深めるため広報誌や出前講座等による避難情報の周知	○避難情報判断・伝達マニュアルの修正を実施 ○住民の理解を深めるため継続して避難情報等の周知を行う	

《取組状況》

令和元年度	○広報誌や、出前講座にて災害リスクや避難情報の内容及び取得方法の周知を実施
令和2年度	○広報誌や、出前講座にて災害リスクや避難情報の内容及び取得方法の周知を実施
令和3年度	○広報誌や、出前講座にて災害リスクや避難情報の内容及び取得方法の周知を実施
令和4年度	○広報誌や、出前講座及び市全域大防災訓練にて災害リスクや避難情報の内容及び取得方法の周知を実施

⑬居住の誘導(都市創造部都市づくり推進課)



取組	・安全・安心な居住環境を確保するため、災害リスクを踏まえて、立地適正化計画の居住誘導区域のあり方を検討する。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
	令和元～3年度	令和4～6年度
○災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は居住誘導区域から除外	○居住誘導区域の周知により、居住の誘導を図る ○立地適正化計画の改定	○居住誘導区域の周知により、居住の誘導を図る

《取組状況》

令和元年度	○居住誘導区域の周知により、居住を誘導
令和2年度	○水害リスクがある区域についても居住誘導区域からの除外を検討
令和3年度	○居住誘導区域の周知により、居住を誘導 ○計画降雨時に3m以上の浸水が想定される区域を居住誘導区域から除外
令和4年度	○居住誘導区域の周知により、居住を誘導 ○立地適正化計画の中間評価による居住誘導区域の設定の考え方の見直しを実施

⑭「避難行動要支援者」支援の充実（健康福祉部地域共生社会推進室）

※取組内容等は1-1⑬に記載

## 1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

### 【必要な取組】

#### ①土砂災害対策（都市創造部下水河川企画課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害から人命を守るため、ハザードマップの利活用や移転補助など「逃げる」「凌ぐ」施策（ソフト対策）を実施する。（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）</li> <li>・「防ぐ」施策である施設整備（ハード対策）について、実施主体である大阪府と連携し推進する。</li> </ul>	
	現状 （令和元年度計画策定時点）	目標
		令和元～3年度      令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水害・土砂災害ハザードマップの作成、全戸配布</li> <li>○水害・土砂災害学習動画の作成</li> <li>○土砂災害特別警戒区域内の住宅移転・補強補助制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップの活用や防災知識の普及啓発</li> <li>○住宅移転・補強補助制度の認知度向上を図り、活用を促進</li> </ul>

#### 《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップを活用した出前講座を24回開催（受講者1,858人）</li> <li>○水害・土砂災害学習DVDを小中学校に配布し、教職員研修を実施</li> <li>○住宅移転・補強補助制度を広報誌で周知</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップを活用した出前講座を5回開催（受講者181人）</li> <li>○ハザードマップを活用した教職員研修を実施</li> <li>○住宅移転・補強補助制度を広報誌で周知</li> <li>○急傾斜地崩壊対策工事に対する受益者負担金業務を実施</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○想定最大規模に更新した水害・土砂災害ハザードマップを全戸に配布</li> <li>○ハザードマップを活用した出前講座を20回開催（受講者491人）</li> <li>○住宅移転・補強補助制度を広報誌で周知</li> <li>○急傾斜地崩壊対策工事受益者負担金の負担</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップを活用した出前講座を14回開催（受講者346人）</li> <li>○ハザードマップを活用した教職員研修を実施</li> <li>○土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する移転補助1件</li> <li>○土砂災害危険箇所パトロールの実施</li> <li>○急傾斜地崩壊対策工事受益者負担金の負担</li> </ul>

#### ②居住の誘導（都市創造部都市づくり推進課）

※取組内容等は1-3⑬に記載

#### ③森林保全事業（街にぎわい部農林緑政課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年台風第21号による森林内の風倒木被害の早期復旧を図るため、大阪府森林組合が実施する「森林環境保全整備事業」を支援する。・林道における橋梁の長寿命化を図るため、個別施設計画に基づく点検診断、補修及び更新等を実施する。</li> <li>・国土の保全・水源の涵養等、森林の有する多面的な機能を維持・発揮させるため、市民協働による森林の保全管理等の取組を支援する。</li> </ul>	
	現状 （令和元年度計画策定時点）	目標
		令和元～3年度      令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年度から「森林災害復旧事業」に着手し、被害木の伐採・搬出や作業路の開設を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施面積 123ha（令和3年度）</li> <li>○災害に強い森林の保全管理を推進</li> </ul>

事業実施面積 0ha(平成 30 年度末) ○市民協働による森林の保全管理活動等の取組を支援 ○林道における橋梁の点検診断を実施 11 橋(平成 30 年度末)	○災害に強い森林の保全管理を推進 ○林道における橋梁の点検診断を実施 13 橋(令和元年度) ○個別施設計画を策定(令和元年度)	○林道における橋梁の点検診断、補修及び更新を実施
--	--	--------------------------

《取組状況》

令和元年度	○平成 30 年度から「森林災害復旧事業」に着手し、被害木の伐採・搬出や作業路の開設を実施 事業実施面積 42.3ha ○市民協働による森林の保全管理活動等の取組を支援 ○林道における橋梁の点検診断を実施 13 橋
令和 2 年度	○平成 30 年度から「森林災害復旧事業」に着手し、被害木の伐採・搬出や作業路の開設を実施 事業実施面積 53.1ha ○市民協働による森林の保全管理活動等の取組を支援
令和 3 年度	○平成 30 年度から「森林災害復旧事業」に着手し、被害木の伐採・搬出、作業路の開設や跡地造林を実施 事業実施面積 13.24ha ○市民協働による森林の保全管理活動等の取組を支援
令和 4 年度	○平成 30 年度から「森林災害復旧事業」に着手し、被害木の伐採・搬出、作業路の開設や跡地造林を実施 事業実施面積 14.36ha ○市民協働による森林の保全管理活動等の取組を支援

④地域版ハザードマップの作成・周知（危機管理室）

取組	・本市北部の中山間地域での土砂災害に対する地域防災力の向上や孤立対策を図るため、土砂災害警戒区域や過去の災害危険箇所、避難経路、一時避難地、災害時の情報等の取得方法を記載した地域版ハザードマップを作成し、地域住民に周知を図る。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標 令和元～3 年度
	○霊仙寺、檜田 5 地区、萩谷月見台の地域版ハザードマップの作成・周知を完了(7/9)	○萩谷地区、川久保地区の地域版ハザードマップの作成、周知(9/9)

《取組状況》

令和元年度	○川久保地区の地域版ハザードマップを作成(8/9)
令和 2 年度	○萩谷地区の地域版ハザードマップの作成に着手
令和 3 年度	○萩谷地区の地域版ハザードマップを作成(9/9)

⑤市民の防災意識の向上（危機管理室） ※取組内容等は 1-1⑰に記載

⑥風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達（危機管理室）

※取組内容等は 1-3⑱に記載

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【必要な取組】

①食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築（危機管理室、街にぎわい部観光シティセー  
ールズ課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、計画的な備蓄を進める。</li> <li>・物資における受援体制を整備するとともに、避難所までの物資配送マニュアルを策定し、災害時における避難所でのニーズ把握、救援物資の調達・配送などを円滑に行う。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○受援計画の策定に合わせ物資配送マニュアル策定の手引きを作成	○備蓄方針に基づき計画的な備蓄を進める ○物資配送マニュアル策定の手引きを踏まえ、対策部マニュアルの見直しや充実化を図る ○賞味期限等がない備蓄物資の更新計画を作成 ○物資調達・輸送調整等支援システムの運用	

《取組状況》

令和元年度	○大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、市備蓄を更新
令和2年度	○大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、市備蓄を更新
令和3年度	○大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、市備蓄を更新 ○食料支援に係る対策部マニュアルの見直しを実施
令和4年度	○災害時における避難所でのニーズ把握、救援物資の調達・配送などを円滑に行うために、市前期大防災訓練に合わせて物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練を実施

②道路施設長寿命化事業（都市創造部道路課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が策定したインフラ長寿命化基本計画を踏まえた個別施設計画(道路施設全般に関する)を策定し、メンテナンスサイクルの構築、維持管理に要するライフサイクルコストの最適化に取り組む。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○「高槻市道路施設長寿命化計画」に基づき、「高槻市橋梁長寿命化修繕計画」や「舗装個別施設計画」の個別計画等を策定 ○様々な道路施設の点検や修繕を実施	○橋梁(約760橋)だけではなく、様々な道路施設(道路標識、法面、擁壁、街路樹、反射鏡、歩道橋、大型ボックスカルバート)の点検を実施し、適切な維持管理を実施 ○「舗装個別施設計画」に基づいて、舗装修繕を実施 ○「高槻市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁長寿命化修繕を実施 令和3年度に、2橋(女瀬川1号橋、墓西橋)の詳細設計を実施予定 令和5年度に、2橋(女瀬川1号橋、墓西橋)の長寿命化修繕工事を実施予定	

	<p>令和6年度に、1橋(墓西橋)の長寿命化修繕工事を実施予定</p> <p>○令和5年度に、大型ボックスカルバート(JR西口アンダー・萩之庄 JRアンダー)の点検及び路面性状調査を実施予定</p> <p>○令和6年度に、道路舗装詳細設計を実施予定</p> <p>○令和6年度に、道路施設点検(標識・横断歩道)を実施予定</p> <p>○全国道路・街路交通情勢調査の一環として市内にて交通量調査を実施</p>
--	--

《取組状況》

令和元年度	<p>○標識点検の実施</p> <p>○横断歩道点検の実施</p> <p>○橋梁点検結果に基づく修繕の実施</p>
令和2年度	<p>○「舗装個別施設計画」に基づき、舗装修繕を実施</p> <p>○橋梁点検結果に基づく修繕の実施</p>
令和3年度	<p>○「舗装個別施設計画」に基づき、舗装修繕を実施</p> <p>○橋梁点検結果に基づく修繕の実施</p> <p>○267橋の道路橋定期点検を実施</p>
令和4年度	<p>○橋梁点検結果に基づく修繕の実施</p> <p>○498橋の道路橋定期点検を実施</p>

③都市計画道路の整備 (都市創造部道路課)

取組	<p>・本市の交通環境の向上を図るとともに、市内の道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の整備を推進する。</p>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標 令和元～3年度
	<p>○(都)富田芝生線(延長335m幅員18m)の整備実施</p> <p>○(都)高槻駅緑町線(延長1,980m幅員15m)の整備実施</p> <p>○(都)高槻駅前線【駅前広場】の整備実施</p>	<p>○(都)富田芝生線整備完了(令和2年度)</p> <p>○(都)高槻駅緑町線八丁西町交差点～野田交差点までの全線供用開始(令和3年度)</p>

《取組状況》

令和元年度	<p>○(都)富田芝生線の整備</p> <p>○(都)高槻駅緑町線の整備</p>
令和2年度	<p>○(都)富田芝生線の整備</p> <p>○(都)高槻駅緑町線の整備</p>
令和3年度	<p>○(都)高槻駅緑町線の整備</p>

④高槻駅前線改良事業 (都市創造部道路課)

取組	<p>・JR高槻駅北駅前広場において、バリアフリー化への対応や歩行空間を確保した駅前広場の整備を実施する。</p>		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4年度

○(都)高槻駅前線【駅前広場】の整備実施	○(都)高槻駅前線【駅前広場】 ・用地買収、実施設計(令和2年度) ・整備工事(令和3年度発注)	○(都)高槻駅前線【駅前広場】 ・整備完了(令和4年度) (工事費:0.4億円)
----------------------	--	--

《取組状況》

令和元年度	○用地買収
令和2年度	○実施設計、用地買収
令和3年度	○(都)高槻駅前線【駅前広場】整備工事(令和4年度末完成予定)、用地買収
令和4年度	○(都)高槻駅前線【駅前広場】整備工事を実施、完了

⑤道路の新設、改良、拡幅（市民生活環境部文化スポーツ振興課、都市創造部道路課）

取組	・必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、交差点の改良、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進する。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○萩之庄梶原線(延長940m幅員10m)の整備実施 ○大手八幡線(延長350m幅員12m)の整備実施 ○野見八幡線(延長155m幅員14m)の整備実施 ○出丸野見線(延長155m幅員9m)の整備実施 ○通学路等の安全対策	○通学路等の安全対策	○萩之庄梶原線整備実施 用地買収、工事 (6.9億円) ○大手八幡線、野見八幡線 整備工事実施 ○出丸野見線 整備完了 ○通学路等の安全対策 ○高西南交差点改良 詳細設計、用地買収、 工事 (令和4年度～10年度) (9億円) ○高槻駅前線実施設計 (令和5年度予定)

《取組状況》

令和元年度	○大手八幡線の整備に向けた実施設計 ○通学路等の安全対策の実施
令和2年度	○野見八幡線、出丸野見線の設計を実施 ○通学路等の安全対策の実施
令和3年度	○通学路等の安全対策の実施 ○JR高槻南駅前1号線において視覚障害者誘導用ブロックを設置 ○萩之庄梶原線の用地買収を実施 ○大手八幡線の用地買収を実施 ○野見八幡線、出丸野見線の工事発注に向けた各種調整を実施
令和4年度	○大手八幡線の歩道の一部を改良し、視覚障がい者誘導用ブロックを設置

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高西南交差点改良の詳細設計を実施</li> <li>○出丸野見線の整備完了</li> </ul>
--	--

⑥道路橋梁耐震化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は 1-1④に記載

⑦基幹管路の耐震化（水道部管路整備課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市水道事業基本計画及び第 9 次水道施設等整備事業計画及び管路耐震化計画に基づき、導水管・送水管・配水本管である基幹管路の耐震化事業を計画的に進める。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹管路の耐震適合率 52.3% (平成 30 年度末)</li> <li>※基幹管路の経年化が進行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連計画に基づき、基幹管路の耐震化事業を計画的に推進 (令和 2 年度末耐震適合率 53.5%【令和 12 年度末の目標値 70%】)</li> </ul>	

《取組状況》

令和元年度	○基幹管路の耐震適合率 53.0%
令和 2 年度	○基幹管路の耐震適合率 53.5%
令和 3 年度	○基幹管路の耐震適合率 53.5%
令和 4 年度	○基幹管路の耐震適合率 54.2%

⑧重要給水施設管路の耐震化（水道部管路整備課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市水道事業基本計画及び第 9 次水道施設等整備事業計画及び管路耐震化計画に基づき、本市地域防災計画に位置づけられた拠点病院及び救護所等の施設に至る重要給水施設管路の耐震化事業を計画的に進める。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要管路の耐震適合 51.6% (平成 30 年度末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連計画に基づき、特に優先度の高い拠点病院及び救護所等の施設に至る管路の耐震化事業を計画的に推進 (令和 2 年度末耐震適合率 71.0%【令和 12 年度末の目標値 100%】)</li> </ul>	

《取組状況》

令和元年度	○重要管路の耐震適合率 55.3%
令和 2 年度	○重要管路の耐震適合率 58.3%
令和 3 年度	○重要管路の耐震適合率 60.3%
令和 4 年度	○拠点病院及び救護所等に至る重要給水施設管路の耐震適合 74.8%

⑨管路の更新基準年数の適正化と計画的更新（水道部管路整備課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市水道事業基本計画及び第 9 次水道施設等整備事業計画及び管路更新計画に基づき、法定耐用年数で更新するのではなく、過去の漏水履歴や埋設環境調査データを活用して独自の更新基準年数を設定することで、必要となる費用を低減し、計画的に更新を行う。</li> </ul>
----	--

現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○老朽管(CIP)配水管路の解消率 56.3%(残15.7km) (平成27年度末残延長比)	○関連計画に基づき、鑄鉄管については、老朽管(CIP)配水管路及び市更新基準年数を超過する対象管路の更新事業を計画的に推進 (令和2年度末までに老朽管(CIP)配水管路を100%解消、並びに鑄鉄管更新率1%の維持。)	

《取組状況》

令和元年度	○老朽管(CIP)配水管路の解消率72.7%(残9.8km) (平成27年度末残延長比)
令和2年度	○老朽管(CIP)配水管路の解消率91.1%(残3.2km) (平成27年度末残延長比) ※残存区間については他事業の工事等で解消予定
令和3年度	○鑄鉄管の更新率0.97%
令和4年度	○鑄鉄管の更新率1.09%

⑩水道施設の計画的更新(水道部浄水管理センター)

取組	・高槻市水道事業基本計画及び水道施設等整備事業計画に基づき、自然災害等による被災を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能となるよう、老朽化した水道施設の更新を計画的に進める。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○水道施設の老朽化 ○機械、電気、計装等の水道設備の老朽化	○関連計画に基づき、老朽化した水道施設の更新事業を計画的に推進	

《取組状況》

令和元年度	○大冠浄水場配水ポンプ更新工事、無停電電源装置更新工事を実施
令和2年度	○大冠浄水場管理棟空調設備更新 ○二重化テレメータ更新 ○日吉台配水池1号池緊急遮断弁盤更新 ○樫田浄水場送水ポンプ更新 ○残留塩素計更新(大冠浄水場ほか計3台) ○流量計更新(大冠浄水場計2台) ○城山第1配水池緊急遮断弁・場内配管整備工事を実施
令和3年度	○樫田浄水場高感度濁度計更新工事
令和4年度	○樫田浄水場除濁処理実証実験業務委託 ○奈佐原受水場阿武山送水1・2号ポンプ阿武野送水2号ポンプ更新工事

⑪災害時の情報収集・共有(危機管理室)

取組	・災害対策本部内や避難所との情報収集や共有を図り、災害対策本部の円滑な運営を図るとともに、避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に情報を発信できるようシステムの整備を進める。 ・市民の情報伝達手法の拡充に取り組む。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度



○避難所と災害対策本部との情報共有を図るためハード・ソフトの仕様等や停電対策を検討	○避難所と災害対策本部との情報共有を図るため、避難所にタブレット端末を配備するとともに、方面隊研修等での周知を実施 ○災害の状況に応じ市民の通信環境を確保するため、公衆Wi-Fiアクセスポイントを配備 ○停電時においても、避難所と災害対策本部の情報共有を図れるよう蓄電池等を配備 ○市民への情報伝達手段の拡充	○災害情報共有システムの導入 ○システム利用者研修会の実施 ○市民への情報伝達手段の拡充 ○避難所における職員の通信環境の整備
---	---	--

《取組状況》

令和元年度	○避難所と災害対策本部との情報共有を図るためハード・ソフトの仕様等や停電対策を検討 ○新たにLINEを利用した緊急・災害情報を発信
令和2年度	○障がい者や高齢者等への災害時の情報伝達について、検討を実施
令和3年度	○防災行政無線が聞き取れない障がい者や高齢者等への電話・FAX等による情報伝達サービスを開始
令和4年度	○災害発生時における職員の参集状況や、被害情報、避難所状況等の情報収集、共有、伝達を図ることを目的としたクラウド型の災害情報共有システムを導入し、市全域大防災訓練にて訓練を実施

⑫地域との連携による応急給水事業（水道部総務企画課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に地域住民の「共助」により飲料水の応急給水が円滑に行えるよう、配水池等の整備に合わせて応急給水栓の設置を行う。</li> <li>・地域住民との協働による応急給水拠点の運営を推進する。</li> </ul>	
	目標	
現状 (令和元年度計画策定時点)	令和元～3年度	令和4～6年度
○地域での自主的な給水活動が実施できるようコミュニティ連絡協議会と協働の覚書を締結 覚書締結コミュニティ数 1か所（日吉台地区）	○地域に働きかけ、覚書締結コミュニティ数の増加を図る	

《取組状況》

令和元年度	○清水地区と協議を実施
令和2年度	○清水地区と覚書締結 ○阿武山地区と協議を実施 ○五領地区と協議を実施
令和3年度	○五領地区と覚書締結 ○阿武山地区と協議を実施
令和4年度	○北清水地区と覚書締結 ○阿武山地区と覚書締結

⑬避難所の確保と運営体制の確立（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな公共施設等整備時等において、避難所としての環境整備を検討する。</li> <li>・市が作成した避難者（住民）主体の避難所運営マニュアル作成モデルを必要に応じて更新するなど、コミュニティ市民会議と協力し、各地区の避難所運営体制の確立を促進する。</li> <li>・市と協働で市民防災組織の防災活動をサポートする組織の設立、運営支援を行う。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地区の避難所運営マニュアルの作成促進など、コミュニティ市民会議と協議を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな公共施設等整備時等において、避難所としての環境整備を検討</li> <li>○避難所運営マニュアルの作成促進</li> <li>○必要に応じて避難所運営マニュアル作成モデルを更新</li> <li>○市民防災組織（自主防災組織）の防災活動を活発化させ、各種団体との連携を強化</li> <li>○市民防災組織の防災活動をサポートする組織を設立・運営支援</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	○各地区の避難所運営マニュアルの作成を促進
令和2年度	○各地区の避難所運営マニュアルの作成を促進 ○市民防災連絡会議の実施
令和3年度	○各地区の避難所運営マニュアルの作成を促進 ○(仮)市民防災協議会検討会を発足
令和4年度	○各地区の避難所運営マニュアルの作成を促進 ○市民防災協議会を発足

⑭福祉避難所の確保（健康福祉部地域共生社会推進室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、高齢者・障がい者等の一次避難所での生活が特に困難な要援護者を対象とした福祉避難所（二次避難所）を円滑に開設・運営することができるよう、体制の整備を図る。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉避難所（二次避難所）の開設及び運営に関する協定を民間社会福祉施設と締結 ※意見交換等を随時実施</li> <li>○福祉避難所（二次避難所）の開設・運営の手引きを適宜改訂するなど、協定締結施設との連携・協力を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉避難所（二次避難所）を円滑に開設・運営することができるよう、引き続き、体制の整備を図る。</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	○福祉避難所（二次避難所）の開設及び運営に関する協定を民間社会福祉施設（1施設）と締結
令和2年度	○福祉避難所（二次避難所）を円滑に開設・運営することができるよう、引き続き体制の整備を実施
令和3年度	○福祉避難所（二次避難所）を円滑に開設・運営することができるよう、引き続き体制の整備を実施

令和4年度	○福祉避難所(二次避難所)を円滑に開設・運営することができるよう、協定締結施設との間で連絡会を開催するとともに、市全域大防災訓練にあわせ、シミュレーション訓練を実施するなど、体制整備を推進
-------	--

⑮農道整備事業（街にぎわい部農林緑政課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難路、輸送路としての活用を踏まえ、整備が必要な基幹的な農道を早期に整備するとともに既存農道の適切な維持管理を実施する。</li> <li>・現道の状況や営農状況等について地元実行組合等と確認のうえ、各種協議調整を図り、公共性、緊急性を考慮し、計画的に順次整備</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○農道延長 16.1km (平成30年度末)	○迅速かつ計画的な農道整備の実施	

《取組状況》

令和元年度	○農道整備延長 83.3m
令和2年度	○農道整備延長 84.8m
令和3年度	○農道整備延長 120.5m
令和4年度	○農道整備延長 167.0m

⑯無電柱化事業（都市創造部道路課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を推進する。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○無電柱化推進計画の見直し実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無電柱化推進計画の策定完了(令和元年度)</li> <li>○(都)富田芝生線整備完了(令和2年度)</li> <li>○(都)高槻駅緑町線八丁西町交差点～野田交差点までの全線供用開始(令和3年度)</li> <li>○大手八幡線ほか1路線実施設計(令和3年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(都)富田芝生線、(都)高槻駅緑町線通信・電力業者による、各路線における無電柱化工事(入線・抜柱工事等)の実施</li> <li>○大手八幡線、野見八幡線無電柱化工事の実施</li> <li>○高槻駅前線無電柱化実施設計(令和5年度予定)</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(都)富田芝生線の整備</li> <li>○(都)高槻駅緑町線の整備</li> <li>○大手八幡線の整備に向けた関係機関との協議・調整</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(都)富田芝生線の整備</li> <li>○(都)高槻駅緑町線の整備</li> </ul>
令和3年度	○大手八幡線ほか1路線の無電柱化に向けた実施設計を実施
令和4年度	○大手八幡線ほか1路線の無電柱化に向け、関係機関と協議・調整を実施

⑰沿道建築物耐震化事業（都市創造部審査指導課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の物資輸送の観点から道路機能を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断義務化路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する。</li> <li>・耐震診断を義務化した建築物に対して、耐震診断の費用を補助する。また、耐震改修設計・改修工事については、国や府と連携を図り支援を行う。（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）</li> </ul>	
	現状 （令和元年度計画策定時点）	目標 令和元～3年度      令和4～6年度
	○沿道建築物の耐震診断 66%（4/6棟） ○沿道建築物の耐震化率 0%（0/6棟）	○沿道建築物の耐震診断 100% ○沿道建築物の耐震化率 100%

《取組状況》

令和元年度	○耐震診断を義務化した建築物に対して、耐震診断の費用を補助するとともに、未実施の所有者に対して文書を通知 ・沿道建築物の耐震診断：66%（4/6棟） ・沿道建築物の耐震化率：16%（1/6棟）
令和2年度	○耐震診断を義務化した建築物に対して、耐震診断の費用を補助するとともに、未実施の所有者に対して文書の通知及びヒアリングを実施 ・沿道建築物の耐震診断：83%（5/6棟） ・沿道建築物の耐震化率：16%（1/6棟）
令和3年度	○耐震診断を義務化した建築物に対して、耐震診断未実施の所有者に対して文書の通知を実施。また未改修の建築物の所有者に対して、進捗状況のヒアリングを実施。 ・沿道建築物の耐震診断：83%（5/6棟） ・沿道建築物の耐震化率：16%（1/6棟）
令和4年度	○耐震診断を義務化した建築物に対して、耐震診断未実施の所有者に対して文書の通知を実施。また未改修の建築物の所有者に対して、進捗状況のヒアリングを実施。 ・沿道建築物の耐震診断：83%（5/6棟） ・沿道建築物の耐震化率：16%（1/6棟）

⑱迅速な道路啓開の実施（都市創造部道路課）

取組	・自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、災害時における応急対策業務等に関する協定を関係機関等と締結し、道路啓開体制等の充実を図る。	
	現状 （令和元年度計画策定時点）	目標 令和元～3年度      令和4～6年度
	○災害時における応急対策業務等に関する協定の締結	○防災訓練を通じた道路啓開体制等の更なる充実

《取組状況》

令和元年度	○地域防災総合訓練にて、道路啓開訓練を実施
令和2年度	○倒木撤去訓練の実施
令和3年度	○倒木撤去訓練の実施
令和4年度	○市全域大防災訓練にて、道路啓開訓練を実施



⑱大冠浄水場浄水処理工程更新事業（水道部浄水管理センター）

取組	・高槻市水道事業基本計画及び第9次水道施設等整備事業計画に基づき、継続的に自己水を供給するため、浄水処理を継続しながら段階的に更新を進める。	
	現状 (令和3年度計画修正時点)	目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定耐用年数超過浄水施設率97.4%</li> <li>○浸水や大規模災害による長期停電等のリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連計画に基づき、老朽化した水道施設の更新事業を計画的に推進</li> </ul>

《取組状況》

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大冠浄水場浄水処理実証実験業務委託</li> <li>○大冠浄水場非常用発電機棟新築その他工事設計業務委託</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大冠浄水場浄水処理実証実験業務委託</li> </ul>

⑳避難所開設時における方面部及び方面隊の効果・効率的な運用（危機管理室、総合戦略部みらい創生室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方面隊の持続的な運営体制を確保する。</li> <li>・避難所開設時の市民対応や各対策部との連絡調整等をより迅速に行えるよう、手続きや役割分担の明確化を図る。</li> </ul>	
	現状 (令和3年度計画修正時点)	目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方面隊からの物資搬送の依頼等を本部事務局が調整</li> <li>○方面隊の運用や第2方面隊への指示などについて、都度本部事務局と協議の上対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方面隊の運営体制の確保</li> <li>○本部事務局の判断を必要としない項目の明確化</li> <li>○方面部の権限の範囲の明確化</li> <li>○方面部と各方面隊との連絡体制の迅速化、効率化</li> </ul>

《取組状況》

令和3年度	避難所開設の範囲に応じた連絡体制を整備
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに導入した災害情報共有システムを市全域大防災訓練にて使用するなど、令和5年度の運用に向け避難所開設時等における各対策部との連絡調整等の迅速化を推進</li> <li>○同システムを用いたホームページ等による避難所の開設や混雑状況等を情報発信し、市民の分散避難をより一層促進</li> </ul>

㉑エレベーター内の閉じ込め対策（総務部総務課、市民生活環境部市民課・文化スポーツ振興課・エネルギーセンター、健康福祉部地域共生社会推進室、水道部総務企画課）

取組	・災害時や停電時に職員及び施設利用者がエレベーター内に閉じ込められた際に、救出されるまでの間に必要な資機材を整備する。	
	現状 (令和3年度計画修正時点)	目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部のエレベーターでは、地震感知により最寄り階へ自動停止する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となるエレベーターについて調査、検討を実施</li> </ul>

機能や、停電時にも対応できる非常用バッテリーを搭載		た防災キャビネットを設置
---------------------------	--	--------------

《取組状況》

令和3年度	○水道部庁舎・大冠浄水場のエレベーター内に防災キャビネットを設置
令和4年度	○エネルギーセンターのエレベーター内に防災キャビネットを設置 ○水道部庁舎・大冠浄水場のエレベーター内に防災キャビネットを設置し、エレベーター内閉じ込め時の救出作業説明会に参加 ○高槻城公園芸術文化劇場北館・クロスパル高槻・総合体育館・古曽部防災公園体育館のエレベーター内に防災キャビネットを設置 ○地域福祉会館のエレベーター内に防災キャビネットを設置 ○山手老人福祉センター内に防災キャビネットを設置 ○市役所本館・総合センターのエレベーター内に防災キャビネットを設置 ○富田支所(富田公民館)・三箇牧支所(三箇牧公民館)のエレベーター内に防災キャビネットを設置

②非常用電力の強化(危機管理室)

取組	・停電時に必要な電力を確保するため、避難所等に太陽光発電システム及び蓄電池の整備等について検討する。		
	現状 (令和3年度計画修正時点)	目標	
		令和3年度	令和4~6年度
	○小中学校等の備蓄倉庫に発電機を備蓄 ○非常用電源を確保できる公用車(電気自動車)を配備	○災害時等の非常用電力を確保できるよう施策を検討する。	

《取組状況》

令和3年度	○災害時等の非常用電力の確保について事業者ヒアリングを実施するなど検討を実施
令和4年度	○災害時等の非常用電力の確保について事業者ヒアリングを実施するなど検討を実施

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### 【必要な取組】

- ①道路橋梁耐震化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は 1-1④に記載
- ②無電柱化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は 2-1⑯に記載
- ③沿道建築物耐震化事業（都市創造部審査指導課） ※取組内容等は 2-1⑰に記載
- ④地域版ハザードマップの作成・周知（危機管理室） ※取組内容等は 1-4④に記載
- ⑤迅速な道路啓開の実施（都市創造部道路課） ※取組内容等は 2-1⑱に記載
- ⑥北部山間地域（樫田地域）への対応について（消防本部警防課）

取組	・大規模自然災害発生時または災害発生が予測される段階において、孤立の可能性のある当該地域に対して早期に巡回を実施し、発生する救急救助事案等に迅速に対応する。	
	現状 (令和3年度計画修正時点)	目標
		令和3年度      令和4~6年度
	○当該地域への巡回及び進駐に関する基準を定めて運用しているが、進駐隊の駐留場所が常時確保できておらず、主に緊急避難場所に指定されている樫田支所を使用	○他の公共施設を含めた使用場所について、地域の実情を考慮の上、地元自治会及び該当施設所管課等と調整し、消防隊等の進駐計画を策定

### 《取組状況》

令和3年度	○樫田地域災害対応基準の策定
令和4年度	○災害発生前の巡回及び、孤立した場合を想定した事前準備を実施



## 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### 【必要な取組】

#### ①緊急消防援助隊受入れ体制の強化（消防本部警防課）

取組	・救出救助活動体制を強化するため、府内代表消防機関である大阪市消防局と密接な連携を図り、円滑な受入体制を確保する。	
	目標	
現状 (令和元年度計画策定時点)	令和元～3年度	令和4～6年度
○被災時における緊急消防援助隊の要請方法及び部隊の受入れ方法等について「緊急消防援助隊受援計画」等各種計画を策定	○引き続き、関係機関と連携強化を図り、円滑な受入れ体制を確保する	

#### 《取組状況》

令和元年度	○府内消防本部及び緊急消防援助隊の受入れについて、一本化した計画について検討
令和2年度	○高槻市消防本部受援計画の策定
令和3年度	○受援訓練(図上・実働)の検討(新型コロナウイルス感染症の影響で中止)
令和4年度	○受援訓練(図上・実働)の検討

#### ②救出救助活動体制の充実強化（消防本部警防課）

取組	・大規模自然災害時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な資機材を更新整備するとともに、迅速的確な活動が行えるよう部隊の強化を図る。	
	目標	
現状 (令和元年度計画策定時点)	令和元～3年度	令和4～6年度
○平素から訓練を実施し、迅速な初動活動の確立や救出救助技術の向上に努めている救助隊(4隊)の各種訓練実施延べ回数 2,247回(平成30年度)	○引き続き、訓練を実施し、迅速的確な活動が行えるよう部隊の強化を図る	

#### 《取組状況》

令和元年度	○救助隊(4隊)の各種訓練実施(延べ回数 2,385回)
令和2年度	○救助隊(4隊)の各種訓練実施(延べ回数 1,704回)
令和3年度	○救助隊(4隊)の各種訓練実施(延べ回数 1,445回)
令和4年度	○救助隊(4隊)の各種訓練実施(延べ回数 1,926回)

#### ③消防団の活動強化（消防本部警防課） ※取組内容等は1-1⑫に記載

#### ④救急救命士の養成・能力向上（消防本部救急課） ※取組内容等は1-2③に記載

⑤防災拠点の整備と広域避難地等の確保（危機管理室）

※取組内容等は 1-2⑥に記載

⑥安満遺跡公園整備事業（街にぎわい部歴史にぎわい推進課）

※取組内容等は 1-2⑦に記載

⑦高槻城公園再整備事業（街にぎわい部歴史にぎわい推進課）

※取組内容等は 1-2⑧に記載

⑧無電柱化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は 2-1⑩に記載

⑨沿道建築物耐震化事業（都市創造部審査指導課） ※取組内容等は 2-1⑪に記載

⑩道路橋梁耐震化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は 1-1④に記載

⑪消防車両等（緊急消防援助隊設備）の更新（消防本部警防課）

取組	・大規模自然災害時等において、効果的な消防活動を行うため、消防車両及び資器材を計画的に更新する。	
現状 (令和2年度計画修正時点)	目標	
	令和2~3年度	令和4~6年度
○緊急消防援助隊登録隊数 消火小隊 4 隊 救急小隊 2 隊 救助小隊 1 隊 特殊装備小隊 1 隊 後方支援小隊 1 隊 都道府県大隊指揮隊 1 隊 合計 10 隊	※更新予定 ○令和2年度 ・水槽付消防ポンプ自動車 1 台 ・高規格救急自動車 1 台 ○令和3年度 ・化学消防ポンプ自動車 1 台 ・水槽付消防ポンプ自動車 1 台 ・高規格救急自動車 2 台	○令和6年度 ・消防ポンプ自動車 1 台

《取組状況》

令和2年度	○水槽付消防ポンプ自動車 1 台及び高規格救急自動車 1 台を更新
令和3年度	○化学消防ポンプ自動車 1 台、水槽付消防ポンプ自動車 1 台及び高規格救急自動車 2 台を更新
令和4年度	○緊急消防援助隊登録車両の更新なし

⑫中消防署富田分署建て替え整備（消防本部消防総務課）

取組	・防災拠点の強化を図るため、老朽化した庁舎の建て替えを行う。	
現状	目標	

(令和3年度計画修正時点)	令和3年度	令和4～6年度
○基本設計の実施	○令和3年度基本設計	○令和4年度実施設計 ○令和5年度建築工事 ○令和6年10月開署

《取組状況》

令和3年度	○基本設計完了
令和4年度	○実施設計完了

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### 【必要な取組】

#### ①帰宅困難者対策（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府や鉄道事業者と連携し、地震発生後に、市内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される JR 高槻駅等の駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった従業員を安全に帰宅させるための支援に関する対応を行う。</li> <li>・更なる帰宅困難者受入れ施設の確保に努める。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3 年度
		令和 4～6 年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害等発生時における帰宅困難者対応に関する覚書の締結(JR 西日本)</li> <li>○帰宅困難者受入れ施設として民間事業者と協定締結</li> <li>○帰宅困難者対応訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者受入れ施設の確保</li> <li>○鉄道事業者や受入れ施設と連携し、災害時における帰宅困難者対応訓練を実施</li> </ul>

#### 《取組状況》

令和元年度	○大阪薬科大学にて講師学生の帰宅困難者対応について協議を実施
令和 2 年度	○帰宅困難者対応に関する協定を締結 ・(株)明治大阪工場 ・(株)アベストコーポレーション ・太陽ファルマテック(株)
令和 3 年度	○協定締結施設と情報共有体制を確保
令和 4 年度	○帰宅困難者対応に関する協定を締結 ・東海旅客鉄道株式会社 関西支社 ・太陽ファルマテック(株)(受入れ場所の見直し)

#### ②鉄道施設の防災対策（都市創造部都市づくり推進課）

※取組内容等は 1-1⑭に記載

#### ③事業継続力支援強化計画の策定（危機管理室・街にぎわい部産業振興課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者の防災・減災対策の取組を促進するため、高槻商工会議所と共同で事業継続力支援強化計画を策定する。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3 年度
		令和 4～6 年度
	○高槻商工会議所、危機管理室、産業振興課における事業継続力支援強化計画の担当者を配置	○計画の策定、推進
		○計画の推進

#### 《取組状況》

令和元年度	○事業継続力強化支援計画の認定申請を実施(高槻商工会議所と高槻市の連名)
令和 2 年度	○事業継続力強化支援計画に基づいた取組を実施(高槻商工会議所と高槻市の連名)
令和 3 年度	○事業継続力強化支援計画に基づいた取組を実施(高槻商工会議所と高槻市の連名)

令和4年度

○事業継続力強化支援計画に基づいた取組を実施(高槻商工会議所  
と高槻市の連名)

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### 【必要な取組】

#### ①災害用医薬品等確保供給体制整備（健康福祉部健康医療政策課）

取組	・大規模自然災害発生時に救護所等で必要とされる医薬品が安定的に供給されるよう、高槻市薬剤師会と連携し、災害用医薬品等の確保供給体制の整備を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○災害時の医療救護に関する協定締結(高槻市薬剤師会)	○「災害時の医療救護に関する協定書」に災害用医薬品等の確保供給について記載するとともに体制整備を図る	○備蓄医薬品等の品目、数量の点検と確保

#### 《取組状況》

令和元年度	○災害用医薬品等の確保供給についての記載など、災害時の医療救護に関する協定について高槻市薬剤師会と変更協定を締結
令和2年度	○災害時の医療救護に関する協定に基づき、災害用医薬品等確保供給に係る体制を整備
令和3年度	○災害時の医療救護に関する協定に基づき、災害用医薬品等確保供給に係る体制を整備
令和4年度	○災害時の医療救護に関する協定に基づき、災害用医薬品等確保供給に係る体制を整備

#### ②災害時の医療救護活動（健康福祉部健康医療政策課）

取組	・高槻市地域防災計画に基づき、高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会等の協力を得て、災害時の医療救護活動を確保できる体制を整備する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○災害時の医療救護に関する協定締結(高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会)	○医療関係者との訓練等の実施及び検証の実施	

#### 《取組状況》

令和元年度	○医療関係者と災害医療救護訓練を実施
令和2年度	○災害医療救護訓練の調整を実施(新型コロナウイルス感染症の影響で中止)
令和3年度	○災害医療救護訓練の調整を実施(新型コロナウイルス感染症の影響で中止)
令和4年度	○市全域大防災訓練において、総合救助訓練(高槻市医師会と協同)、要配慮者利用施設との情報伝達訓練並びに避難所感染症予防対策・健康管理訓練及び在宅人工呼吸器使用者等安否確認訓練を実施

#### ③救急救命士の養成・能力向上（消防本部救急課） ※取組内容等は1-2③に記載

④無電柱化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は 2-1⑯に記載

⑤沿道建築物耐震化事業（都市創造部審査指導課） ※取組内容等は 2-1⑰に記載

⑥道路橋梁耐震化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は 1-1④に記載

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 【必要な取組】

#### ① 下水道BCPの運用（都市創造部下水河川企画課）

取組	・下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであるため、災害時にもその機能の維持または早期回復を図る下水道BCPを策定し運用する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○下水道BCP(簡易版)策定	○全庁におけるBCPとの整合を図り、平成30年大阪府北部地震の経験や教訓を踏まえた計画の改定 ○下水道BCPの改定、運用	○下水道BCP(地震編・水害編)の運用

#### 《取組状況》

令和元年度	○下水道BCP(地震編)の改定内容の検討
令和2年度	○簡易版下水道BCP(水害編)を策定
令和3年度	○下水道BCP(地震編・水害編)の運用
令和4年度	○下水道BCP(地震編・水害編)の運用

#### ② 被災地域の食品衛生監視活動（健康福祉部保健衛生課）

取組	・被災地域における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行う。 ・衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○市民や食品関係事業者を対象に衛生講習会を実施 参加者数:1,734人(平成30年度) ○食品衛生に関する知識の普及啓発 ○食中毒の発生件数2件 (平成30年度)	○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○市民や食品関係事業者を対象に衛生講習会を実施 ○食品衛生に関する知識の普及啓発	

#### 《取組状況》

令和元年度	○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○市民や食品関係事業者を対象に衛生講習会を実施 参加者数:1,754人 ○食品衛生に関する知識の普及啓発 ○食中毒の発生件数1件
令和2年度	○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○食品衛生に関する知識の普及啓発 ○食中毒の発生件数1件
令和3年度	○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○食品衛生に関する知識の普及啓発



	○食中毒の発生件数 0 件
令和 4 年度	○施設の衛生管理等の監視指導を実施 ○食品衛生に関する知識の普及啓発 ○食中毒の発生件数 0 件

③健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化（健康福祉部保健衛生課）

取組	・地震発生後に感染症又は食中毒等の健康危機事象が発生し、本市のみでは検査業務の実施が困難な場合に、大阪健康安全基盤研究所に協力を得ることにより、迅速かつ円滑な検査業務を行い、被害のまん延を防止する。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現状 (令和元年度計画策定時点)</th> <th colspan="2">目標</th> </tr> <tr> <th>令和元～3 年度</th> <th>令和 4～6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○大阪府、本市及び大阪健康安全基盤研究所の 3 者による検査業務の協力協定書を締結 ○感染症及び食中毒の原因究明にかかる検査数 99 件 (平成 30 年度)</td> <td>○連携体制の維持 ○検査機器の整備 ○経験を有する職員の確保及び育成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		現状 (令和元年度計画策定時点)	目標		令和元～3 年度	令和 4～6 年度	○大阪府、本市及び大阪健康安全基盤研究所の 3 者による検査業務の協力協定書を締結 ○感染症及び食中毒の原因究明にかかる検査数 99 件 (平成 30 年度)	○連携体制の維持 ○検査機器の整備 ○経験を有する職員の確保及び育成	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標									
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度								
○大阪府、本市及び大阪健康安全基盤研究所の 3 者による検査業務の協力協定書を締結 ○感染症及び食中毒の原因究明にかかる検査数 99 件 (平成 30 年度)	○連携体制の維持 ○検査機器の整備 ○経験を有する職員の確保及び育成									

《取組状況》

令和元年度	○感染症及び食中毒の原因究明にかかる検査を実施(103 件)
令和 2 年度	○感染症及び食中毒の原因究明にかかる検査を実施(181 件)
令和 3 年度	○感染症及び食中毒の原因究明にかかる検査を実施(61 件)
令和 4 年度	○感染症及び食中毒の原因究明にかかる検査を実施(173 件)

④ご遺体の適切処理（市民生活環境部斎園課）

取組	・「高槻市震災遺体処置計画」及び「大阪府広域火葬計画」に基づき、災害により多数の犠牲者が発生した場合に、遺体の安置、処置、火葬等を円滑かつ適正に行う。 ・また、火葬体制の強化、火葬儀礼の簡素化を行い、火葬炉の稼働率を高める。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現状 (令和元年度計画策定時点)</th> <th colspan="2">目標</th> </tr> <tr> <th>令和元～3 年度</th> <th>令和 4～6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○「災害時における葬祭用品の供給並びに遺体の安置・搬送等の協力に関する協定」締結(大阪葬祭事業共同組合) ※組合の窓口となる市内の民間事業者に協力要請可能 ○高槻市立葬祭センターの火葬炉は 12 基 ＜緊急時の火葬＞ 当初～3 日目 20 体/日 その後 16 体/日 ※火葬炉の稼働率を高め、疫病・感染症等の大規模発生を防ぐ。</td> <td>○災害により多数の犠牲者が発生した場合に備え、より詳細な業務の検討など、円滑かつ適正な実施に向け取り組む</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		現状 (令和元年度計画策定時点)	目標		令和元～3 年度	令和 4～6 年度	○「災害時における葬祭用品の供給並びに遺体の安置・搬送等の協力に関する協定」締結(大阪葬祭事業共同組合) ※組合の窓口となる市内の民間事業者に協力要請可能 ○高槻市立葬祭センターの火葬炉は 12 基 ＜緊急時の火葬＞ 当初～3 日目 20 体/日 その後 16 体/日 ※火葬炉の稼働率を高め、疫病・感染症等の大規模発生を防ぐ。	○災害により多数の犠牲者が発生した場合に備え、より詳細な業務の検討など、円滑かつ適正な実施に向け取り組む	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標									
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度								
○「災害時における葬祭用品の供給並びに遺体の安置・搬送等の協力に関する協定」締結(大阪葬祭事業共同組合) ※組合の窓口となる市内の民間事業者に協力要請可能 ○高槻市立葬祭センターの火葬炉は 12 基 ＜緊急時の火葬＞ 当初～3 日目 20 体/日 その後 16 体/日 ※火葬炉の稼働率を高め、疫病・感染症等の大規模発生を防ぐ。	○災害により多数の犠牲者が発生した場合に備え、より詳細な業務の検討など、円滑かつ適正な実施に向け取り組む									

《取組状況》

令和元年度	○遺体の安置、処置、火葬等を円滑かつ適正に実施できるよう調査研究を実施
-------	-------------------------------------

令和2年度	○遺体の安置、処置、火葬等を円滑かつ適正に実施できるよう調査研究を実施
令和3年度	○「遺体安置・火葬運営マニュアル」を作成し、遺体安置所の開設から火葬に至るまでの流れを明文化
令和4年度	○「遺体安置・火葬運営マニュアル」をもとに、関係課と対応方針の情報共有を実施

⑤し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（市民生活環境部清掃業務課）

取組	・災害時において、仮設トイレの避難所等への配置や、仮設トイレからのし尿収集等が円滑に行えるよう体制の整備を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○仮設トイレの調達の必要がある場合に備え、衛生器材のリース業者と協定を締結 ○関連団体や他市町村と人員や収集車の調達、処理の応援に係る取決めを実施	○円滑な対応ができるよう訓練等を通じて体制の整備を図る	

《取組状況》

令和元年度	○市民避難訓練において、仮設トイレの設置訓練を実施
令和2年度	○円滑な対応が出来るよう関係部署と協議を実施
令和3年度	○引き続き関係部署と協議を実施
令和4年度	○引き続き関係部署と協議を実施

⑥災害時の医療救護活動（健康福祉部健康医療政策課）

※取組内容等は2-5②に記載

⑦被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（健康福祉部保健予防課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に感染症の予防及び拡大防止を図るため、予防知識の普及啓発や感染症発生状況の動向調査を行い、必要なときは健康診断の勧告を行うなど、迅速かつ確かな防疫活動及び保健活動を行う。</li> <li>・学校、施設、医療機関を対象にした講習会や市民出前講座を開催。</li> <li>・感染症発生時には、感染症の特徴に合わせた疫学調査の実施や医療機関連携を行う。</li> <li>・重症度の高い感染症を想定した患者搬送訓練を関係機関と実施。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○感染症予防出前講座実施 年4回(平成30年度) ○感染症予防啓発回数 年1回(平成30年度) ○患者搬送訓練の実施	○感染症予防啓発の実施 ○関係機関を含む対応訓練を定期的実施	

《取組状況》

令和元年度	○感染症予防出前講座を実施
-------	---------------

	○感染症予防啓発を実施 ○患者搬送訓練について、庁内関係部署を対象に実施
令和2年度	○感染症予防啓発を実施
令和3年度	○感染症予防啓発を実施 ○患者搬送訓練について、所内職員を対象に実施
令和4年度	○感染症予防啓発を実施

⑧下水道施設地震対策事業（都市創造部下水河川企画課）

取組	・災害が発生した場合にも被害が最小限となるよう下水道施設の耐震化を推進するとともに、災害用トイレ対策基本方針に基づき、指定避難所である小中学校等にマンホールトイレを整備する。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○下水道総合地震計画を策定 (約1,250kmの下水道管渠のうち、避難所からの排水を受ける管渠等の約179kmを耐震化が必要な管渠と定義) ○下水道施設の耐震化率 38.9%	○管渠の耐震化工事 1.90km (耐震化率 40.0%) ○マンホールトイレの設置 20か所 (累計 20/59か所)	○管渠の耐震化工事 3.02km (耐震化率 41.7%) ○マンホールトイレの設置 21か所 (累計 41/59か所)

《取組状況》

令和元年度	○管渠の耐震化工事 0.1km(耐震化率 39.0%) ○マンホールトイレの設置 6か所(累計 6/59か所)
令和2年度	○管渠の耐震化工事 0.1km(耐震化率 39.0%) ○マンホールトイレの設置 8か所(累計 14/59か所)
令和3年度	○管渠の耐震化工事 0.03km(耐震化率 39.0%) ○マンホールトイレの設置 6か所(累計 20/59か所)
令和4年度	○管渠の耐震化工事 0.16km(耐震化率 39.1%) ○マンホールトイレの設置 7か所(累計 27/59か所)

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 【必要な取組】

① 下水道施設地震対策事業（都市創造部下水河川企画課）

※取組内容等は2-6⑧に記載

② 被災地域の食品衛生監視活動（健康福祉部保健衛生課）

※取組内容等は2-6②に記載

③ 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（健康福祉部保健予防課）

※取組内容等は2-6⑦に記載

④ 災害応急体制整備事業（水道部総務企画課）

取組	・上水道として、独自の災害訓練や市民避難訓練等を実施することで、速やかに災害における途絶した施設の応急措置を進めるとともに、応急給水等により水の提供を行う。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度      令和4～6年度
	○市民避難訓練等で実施	○市民避難訓練等での実施とあわせ、水道部独自訓練の実施

### 《取組状況》

令和元年度	○水道部防災訓練を実施
令和2年度	○水道部防災訓練を実施
令和3年度	○水道部防災訓練(新型コロナウイルス感染症の影響で中止) ○新たに整備した災害時コールセンターや被害情報等共有ファイルについて、部内で研修及び周知を実施
令和4年度	○災害時コールセンター設置や被害情報等共有ファイルを活用した水道部防災訓練を実施

⑤ 地域との連携による応急給水事業（水道部総務企画課）

※取組内容等は2-1⑫に記載

⑥ 避難所の確保と運営体制の確立（危機管理室）

※取組内容等は2-1⑬に記載

⑦ 学校施設の環境整備（教育委員会事務局学校安全課）

取組	・災害時に地域住民の避難所となる小中学校施設について、良好な避難生活を確保するため必要な施設整備に取り組む。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度      令和4～6年度

○トイレ改修、空調整備、エレベーターの設置について計画的に実施	○良好な避難生活を確保するため、必要な機能を小中学校に整備する(トイレの洋式化、空調整備、バリアフリー化(エレベーター))
---------------------------------	---

《取組状況》

令和元年度	○トイレ、空調、エレベーター等の学校施設の改修及び整備を実施
令和2年度	○トイレ、空調、エレベーター等の学校施設の改修及び整備を実施
令和3年度	○トイレ、空調、エレベーター等の学校施設の改修及び整備を実施
令和4年度	○トイレ、空調、エレベーター等の学校施設の改修及び整備を実施 ○体育館への空調整備に向け、検討を実施

⑧福祉避難所の確保（健康福祉部地域共生社会推進室）※取組内容等は2-⑭に記載

⑨被災者の心のケア対策（健康福祉部保健予防課）

取組	・大規模災害時に、「こころと体の健康相談窓口」を設置し、被災者全般の窓口相談に応じるとともに、専用電話開設等による電話相談を強化する。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	
		令和4～6年度	
	○保健所の相談窓口について、ホームページや広報等での周知を強化 ○災害に関する相談58件 (平成30年度) ※長期的なケアが必要な相談あり ○自殺に関する相談機関を知っている人の割合50.5% (平成29年度市民意識調査)	○引き続き、相談窓口を周知 ○自殺に関する相談機関を知っている人の割合66.7%(令和5年度市民意識調査)	

《取組状況》

令和元年度	○保健所の相談窓口についてホームページや広報、リーフレット等による周知の実施
令和2年度	○保健所の相談窓口についてホームページや広報、リーフレット等による周知の実施
令和3年度	○保健所の相談窓口についてホームページや広報、リーフレット等による周知の実施
令和4年度	○保健所の相談窓口についてホームページや広報、リーフレット等による周知の実施

⑩被災者の生活再建のための措置（危機管理室）

取組	・大規模災害時に、被災者に対し迅速な支援ができるようシステムの整備や、各部局や関係機関との体制について整備を図る。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	
	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○大阪府北部地震では、被災者支援センターを開設し、被災者支援一覧を作成し配布	○被災者支援業務に係る勉強会・研修への参加 ○被災者支援システムの運用 ○マニュアルの更新、訓練等を実施	

《取組状況》

令和元年度	○業務継続計画に、災害時の応急業務として被災者支援センターを位置付け
令和2年度	○避難者支援システムの整備に向け、大阪府と協議を実施
令和3年度	○避難者支援システムの整備に向け、大阪府と協議を実施
令和4年度	○被災者支援システムの運用開始に向け、関係部署と協議を実施

⑪被災者の巡回健康・栄養等相談（健康福祉部健康医療政策課）

取組	・巡回相談や健康教育を通じて、被災者の心身の健康管理、栄養・食生活指導、感染症予防等生活環境の整備を実施する。 ・診察や別途相談等を要する場合は、適切な支援を受けることができる体制を整備する。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	
	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○保健師、管理栄養士等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育などを実施する体制を整備	○各種訓練等の実施を通して体制整備に取り組む	

《取組状況》

令和元年度	○被災者の健康管理等を行うため、避難所巡回等を記載したマニュアル等の見直しを実施
令和2年度	○被災者の健康管理等を行うため、避難所巡回等を記載したマニュアル等の見直しを実施
令和3年度	○被災者の健康管理等を行うため、避難所巡回等を記載したマニュアル等の見直しを実施
令和4年度	○市全域大防災訓練において、避難所感染症予防対策・健康管理訓練及び在宅人工呼吸器使用者等安否確認訓練を実施(2-5②の取組の一部を再掲) ○被災者の健康管理等を行うため、避難所巡回等を記載したマニュアル等の見直しを実施

⑫愛護動物の救援（健康福祉部保健衛生課）

取組	・大規模災害時に、飼い主が分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、大阪府、政令・中核市及び獣医師会等の関係機関との広域連携体制の構築を図る。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	
	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度

○大阪府、政令・中核市及び獣医師会等の関係機関が共同して大阪府災害時等動物救護本部を設置	○大阪府等の関係機関との連携体制を維持 ○動物の飼養者に対して適正飼養等の啓発実施
--	--

《取組状況》

令和元年度	○大阪府、政令・中核市及び獣医師会等の関係機関が共同して大阪府災害時動物救護活動マニュアル策定
令和2年度	○大阪府等の関係機関との連携体制を維持 ○動物の飼養者に対して適正飼養等の啓発実施
令和3年度	○大阪府等の関係機関との連携体制を維持 ○動物の飼養者に対して適正飼養等の啓発実施
令和4年度	○大阪府等の関係機関との連携体制を維持 ○動物の飼養者に対して適正飼養等の啓発実施

⑬大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度（都市創造部住宅課・建築課）

取組	・大規模災害時に、住家が居住不能となった被災者が住居を早期に確保できるよう、大阪府が、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げ、被災者に提供する「大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度」について、同制度実施要綱に基づき、被災者への情報提供や申込みの仲介受付等を行えるよう府及び関係事業者と綿密な連携体制を構築する。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○大阪府北部地震による全壊被災者に対し、災害救助法に基づく応急仮設住宅提供4件 (平成30年度)	○府及び関係事業者との綿密な連携体制の構築	

《取組状況》

令和元年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和2年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和3年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和4年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施

⑭大阪版みなし仮設住宅制度（都市創造部住宅課・建築課）

取組	・大規模災害時に、市が公的賃貸住宅を借り上げ、災害により住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に対し、みなし仮設住宅として1年間無償で提供する大阪版みなし仮設住宅制度に関し、適用条件等制度の整備を行う。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○平成30年大阪府北部地震、7月豪雨、台風第21号による被災者に対し、本制度に基づく仮設住宅提供42件(平成30年度) ※現状は平成30年大阪府北部地震、7月豪雨、台風第21号のみを対象としている。	○同制度の適用条件等制度の整備を行う	

《取組状況》

令和元年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
-------	---------------------

令和 2 年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和 3 年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和 4 年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施

⑮被災住宅の応急修理（都市創造部住宅課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を実施する。</li> <li>・大阪府と引き続き連携するとともに、市民に対する制度の周知を行う。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度
<p>○大阪府北部地震により住宅が半壊・大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づく応急修理申請受付 103 件(平成 30 年度)</p> <p>※上限 58 万 4 千円で、日常生活に必要な最小限の部分を、一定の範囲内で応急的に修理する制度</p>	○府との綿密な連携体制の構築及び市民に対する制度の周知を行う	

《取組状況》

令和元年度	○大阪府と引き続き連携するとともに、市民に対する制度の周知を実施 応急修理交付件数 36 件
令和 2 年度	○大阪府と引き続き連携するとともに、中核市市長会等を通じ制度手続きの見直しについて提案等を実施
令和 3 年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和 4 年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施

⑯住宅関連情報の提供（都市創造部住宅課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に、応急仮設住宅、公的賃貸住宅、住宅補修及び住宅関連資金融資等、住宅が被災したことに関連する情報を提供する。</li> </ul>	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度
○平成 30 年大阪府北部地震、7 月豪雨、台風第 21 号時に上記情報を提供	○各種関係機関及び庁内での情報共有・連携を強化	

《取組状況》

令和元年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和 2 年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和 3 年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施
令和 4 年度	○制度について、大阪府と情報共有を実施



⑰災害時の情報収集・共有（危機管理室） ※取組内容等は2-1⑩に記載

⑱避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化の推進（都市創造部都市づくり推進課・審査指導課）

取組	・高槻市バリアフリー基本構想(R4.3改定予定)を踏まえ、避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化を推進する。	
現状 (令和3年度計画修正時点)	目標	
	令和3年度	令和4~6年度
○高槻市バリアフリー基本構想の改定を検討	○避難所としての利用実態を把握し、各施設管理者において、避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化を推進	

《取組状況》

令和3年度	○バリアフリー基本構想(R4年度改定)に緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進に関する項目を記載 ○対象建築物の選定基準及び調査方法の検討
令和4年度	○対象建築物の所管課に対して現在のバリアフリー状況の調査依頼を実施

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市役所機能の機能不全

##### 【必要な取組】

##### ①高槻市災害等応急対策実施要領の改定と運用（危機管理室）

取組	・災害の発生や、そのおそれがある場合に住民の生命、身体及び財産を保護し、市域を保全するため、最新の知見や制度の見直しに合わせ、高槻市災害応急対策実施要領を改定し運用を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○高槻市災害応急対策実施要領の改定を随時実施	○最新の知見や制度の見直しに合わせ、高槻市災害応急対策実施要領の改定を行う	

##### 《取組状況》

令和元年度	○機構改革を踏まえ、災害対策本部機構を見直し、高槻市災害応急対策実施要領を改定
令和2年度	○法改正や制度改正について、情報収集等を実施
令和3年度	○災害対策基本法の改正などを踏まえ、高槻市災害応急対策実施要領(本編・資料編)を改定
令和4年度	○機構改革や、高槻市災害医療センターの指定変更を踏まえ、高槻市災害応急対策実施要領(本編・資料編)を改定

##### ②業務継続計画及び受援計画の運用（危機管理室）

取組	・地震災害時において実施すべき非常時優先業務を選定し、災害直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的とした業務継続計画の運用を図るとともに、迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築するための受援計画を策定し運用する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○高槻市業務継続計画の策定(平成28年1月) ○高槻市業務継続計画に基づく図上訓練の実施	○業務継続計画の修正及び受援計画を策定するとともに、円滑な災害対応を行う	○高槻市業務継続計画に基づく図上訓練を実施し、適宜見直しを図る

##### 《取組状況》

令和元年度	○大阪府北部地震を踏まえ高槻市業務継続計画を修正、受援計画を策定
令和2年度	○所属長研修にて高槻市業務継続計画、受援計画について説明会を実施
令和3年度	○所属長研修にて、災害対策基本法の改正などについて研修会を実施 ○BCP実施計画における重点実施項目を設定し各対策を推進
令和4年度	○所属長研修にて、大規模水災害・土砂災害などについて研修会を実施 ○受援時の応援職員の待機スペースとして危機管理室分室を整備

##### ③防災協定等の整備（危機管理室）

取組	・府外も含めた市町村間等との相互応援体制の強化に努めるとともに、迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう、民間事業者と防災協定の締結についても推進する。
----	---

現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○災害時に必要な応急対策を実施できるよう行政機関や民間事業者と防災協定を締結	○引き続き必要な防災協定等の締結を進める	

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種協定の締結 <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括連携協定(木津川市)</li> <li>・包括連携協定(八女市)</li> <li>・災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定(セツツカートン(株)-Jパックス(株))</li> <li>・包括連携に関する協定(佐川急便(株))</li> <li>・災害情報発信等に関する協定(佐川急便(株))</li> <li>・災害時における協力・連携に関する覚書を締結(大阪ガス(株))</li> </ul> </li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種協定の締結 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における車両貸出し及び給電等に関する協定(トヨタ新大阪販売ホールディングス(株)・大阪トヨタ自動車(株)・大阪トヨペット(株))</li> <li>・帰宅困難者に関する協定(株)明治大阪工場)</li> <li>・帰宅困難者に関する協定(株)アベストコーポレーション)</li> <li>・帰宅困難者に関する協定(太陽ファルマテック(株))</li> </ul> </li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種協定の締結 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における緊急交通路の確保及び停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書(関西電力送配電(株)大阪支社・関西電力送配電(株)京都支社)</li> </ul> </li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種協定の締結 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害等発生時の駅間停車列車の旅客避難に関する覚書(東海旅客鉄道株式会社 関西支社)</li> <li>・災害等発生時におけるレンタル資機材の提供等に関する協定(株式会社ダスキン訪販グループ営業本部近畿地域本部)</li> <li>・災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定(関西移動販売車組合(株式会社メルカート))</li> <li>・災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定※受入れ場所の見直し(太陽ファルマテック(株))</li> </ul> </li> </ul>

④災害対策本部のマニュアルの充実及び職員の災害対応能力の強化（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるよう、災害対策本部各対策部のマニュアル等の充実を図るとともに、図上訓練や防災訓練、研修等を通じて、災害対応に対する意識や対応能力の向上を図る。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
		令和4～6年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての対策部においてマニュアル及び連絡網を作成</li> <li>○図上訓練や防災訓練、防災研修等の実施</li> </ul>	○引き続き各対策部のマニュアルの充実を図るとともに、防災訓練等を踏まえ見直しを図る

《取組状況》

令和元年度	○機構改革を踏まえ、各対策部においてマニュアル及び連絡網を修正
令和2年度	○各対策部においてマニュアル及び連絡網を時点修正
令和3年度	○各対策部においてマニュアル及び連絡網を時点修正

令和4年度	○各対策部においてマニュアル及び連絡網を時点修正
-------	--------------------------

⑤発災後の緊急時における財務処理体制（会計課）

取組	・災害発生後、停電等により財務会計システム等が停止した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行える体制を確保する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○指定金融機関の被災状況や財務会計システムの稼働状況に応じた対応策を策定	○災害発生後の財務処理について、円滑に対応出来るよう体制整備を図る	

《取組状況》

令和元年度	○「災害時支出業務マニュアル」の作成に着手
令和2年度	○「災害時支出業務マニュアル」を作成
令和3年度	○「災害時支出業務マニュアル」の見直し及び周知
令和4年度	○「災害時支出業務マニュアル」の見直し及び周知

⑥市有建築物の耐震化（危機管理室） ※取組内容等は1-1①に記載

⑦水道部庁舎耐震改修工事（水道部総務企画課） ※取組内容等は1-1②に記載

⑧災害時の情報収集・共有（危機管理室） ※取組内容等は2-1⑩に記載

⑨避難所開設時における方面部及び方面隊の効果・効率的な運用（総合戦略部みらい創生室）

※取組内容等は2-1⑫に記載

⑩災害時における職員の子どもの保育体制の確保（危機管理室、総務部人事企画室、子ども未来部）

取組	・災害時に職員が安心して災害対応業務に専念できるよう職員の子どもの保育体制について検討する。	
現状 (令和3年度計画修正時点)	目標	
	令和3年度	令和4～6年度
○各職場で協力し、災害対応に従事	○職員の子どもの保育体制について方針を定めるとともに、実務基準について検討を進める	

《取組状況》

令和3年度	○職員の子どもの保育体制について方針や実務基準を検討
令和4年度	○職員の子どもの保育体制についてアンケート調査や課題の洗い出しを実施

⑪中消防署富田分署建て替え整備（消防本部消防総務課）

※取組内容等は 2-3⑫に記載

⑫職員の防災意識の向上（危機管理室、総務部人事企画室）

取組	・職員の防災意識の向上を図るため、研修制度や育成方針を検討する。	
	現状 （令和 5 年度計画修正時点）	目標 令和 5～6 年度
	○他市事例や効果的な手法などについて検討を実施	○職員の防災に関する人材育成方針を策定

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

###### 【必要な取組】

###### ①庁舎の非常用発電設備整備（総務部総務課）

取組	・停電発生時に、72時間程度は最低限必要な非常用電源を確保できるよう、耐水化した非常用発電設備を整備する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○高槻市役所本館耐震改修事業にて、非常用発電設備を施工中	○令和元年度に整備完了	○適正な維持管理の実施

###### 《取組状況》

令和元年度	○非常用発電設備の整備完了
令和2年度	○適正な維持管理の実施
令和3年度	○適正な維持管理の実施
令和4年度	○適正な維持管理の実施

###### ②消防庁舎の非常用発電設備整備（消防本部消防総務課）

取組	・災害発生時に備え、浸水対策や停電発生時でも72時間以上の必要電力を確保できるよう、災害時の活動拠点である消防署所の非常用発電設備の改修工事等を実施する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
非常用発電設備の浸水対策と72時間以上の電力確保 ○9署所(2本署4分署3出張所)中4署所 ※平成30年度は西分署の改修工事を実施	○9署所中7署所(77.8%) ※3か所改修	○9署所中9署所(100%) ※2か所改修 ・改修対象の富田分署について、富田分署建て替え整備にあわせて更新する(令和4年度実施設計)

###### 《取組状況》

令和元年度	○令和2年度の改修工事に向け、改修対象の大冠分署、五領出張所及び三箇牧出張所について実施設計を完了
令和2年度	○改修対象の大冠分署、五領出張所及び三箇牧出張所について改修工事を完了
令和3年度	○富田分署建て替え整備基本設計に非常用発電設備整備を計上
令和4年度	○富田分署建て替え整備実施設計に非常用発電設備整備を計上

###### ③災害時の情報収集・共有（危機管理室） ※取組内容等は2-1⑩に記載

###### ④防災行政無線の整備（危機管理室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 82 か所に設置されている防災行政無線の屋外拡声子局から災害時の緊急情報等を発信する。</li> <li>・聞き逃し対策として、放送内容の問合せができる電話応答サービスのほか、市ホームページやおおさか防災ネット、防災ツイッターなど複数の手段を用いて情報提供を行うとともに、市民自らが情報を取得できるよう啓発する。</li> </ul>	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
	令和元～3 年度	令和 4～6 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線屋外拡声子局 82 か所、おおさか防災ネット、防災ツイッター、防災行政無線個別受信機、Lアラートによる情報発信(放送事業者、インターネット事業者等)、電話応答サービス(25 回線)による災害時の緊急情報の周知</li> <li>○防災情報マグネットシートによる情報取得方法の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、複数の手段を用いた災害時の緊急情報等の発信及び住民自らによる情報取得方法の周知</li> </ul>	

《取組状況》

令和元年度	○広報誌や出前講座等にて、複数の手段を用いた災害時の緊急情報等の発信及び住民自らによる情報取得方法の周知を実施
令和 2 年度	○広報誌や出前講座等にて、複数の手段を用いた災害時の緊急情報等の発信及び住民自らによる情報取得方法の周知を実施
令和 3 年度	○広報誌や出前講座等で、複数の手段を用いた災害時の緊急情報等の発信及び住民自らによる情報取得方法の周知を実施
令和 4 年度	○広報誌、出前講座及び市全域大防災訓練で、複数の手段を用いた災害時の緊急情報等の発信及び住民自らによる情報取得方法の周知を実施

⑤消防緊急情報システム(高機能消防指令センター)の更新(消防本部指令調査室)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報受信体制の強化、相互応援体制の迅速化、大規模災害時の充実強化を図るため、島本町と協議会方式による消防指令センターの共同整備、運用をすることが決定し、令和 7 年度の運用開始を目指す。</li> </ul>	
	現状 (令和 2 年度計画修正時点)	目標
	令和 2～3 年度	令和 4～6 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防緊急情報システムについて、令和 6 年度の更新に向けた検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 2 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防緊急情報システムの更新に伴う検討</li> </ul> </li> <li>○令和 3 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防緊急情報システムの更新に伴う基本構想策定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 4 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市島本町消防指令事務協議会を設置</li> </ul> </li> <li>○令和 5 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市島本町消防指令センターの共同整備に係る調達支援業務の実施</li> </ul> </li> <li>○令和 6 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム整備</li> </ul> </li> </ul>

《取組状況》

令和 2 年度	○消防緊急情報システム更新について検討
令和 3 年度	○消防緊急情報システムの更新について基本構想策定
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高槻市島本町消防指令事務協議会を設置</li> <li>○消防指令センターの共同整備に伴う設計業務を実施</li> </ul>

## 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### 【必要な取組】

#### ①在住外国人や外国人旅行者への防災情報の提供（危機管理室）

取組	・大阪府と協力し、地震発生時に、在住外国人や外国人旅行者の安全を確保するため、防災の手引き等の多言語化等の充実を図る。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○市ホームページ、おおさか防災ネットの多言語化機能の追加 ○避難所運営マニュアル作成モデルにおける在住外国人や外国人旅行者への対応についての記載	○大阪府、国際交流協会等と連携し、市ホームページの災害時における在住外国人や外国人旅行者向けの内容の充実 ○各避難所運営マニュアルにおける在住外国人等への対応についての記載	

#### 《取組状況》

令和元年度	○避難所における多言語による情報伝達手段を検討
令和2年度	○避難所配布タブレットに翻訳アプリを設定
令和3年度	○市HPにサイト全体の翻訳サービスを導入
令和4年度	○市HPのサイト全体の翻訳サービスを継続

#### ②在住外国人への生活情報の提供（市民生活環境部人権・男女共同参画課）

取組	・多言語で発行の「たかつき生活ガイド」に掲載している、災害時に関する対応などの情報について、災害発生時に外国人市民が戸惑うことなく行動できるよう充実を図る。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○外国人市民及び支援者等に「たかつき生活ガイド」を配布し、多言語での災害時に関する対応の情報提供を通じた支援を実施	○「たかつき生活ガイド」の改訂及び配布	○「たかつき生活ガイド」の配布

#### 《取組状況》

令和元年度	○外国人市民及び支援者等に「たかつき生活ガイド」を配布
令和2年度	○外国人市民及び支援者等に「たかつき生活ガイド」を配布
令和3年度	○外国人市民及び支援者等に「たかつき生活ガイド」を改訂・配布
令和4年度	○外国人市民及び支援者等に「たかつき生活ガイド」を配布

#### ③ホームページ等による情報提供・広報事業（総合戦略部広報室）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する注意喚起、防災に関する取組情報等、各所管所属が実施する施策や周知啓発の取組について、広報たかつき、市ホームページ等の所管媒体を用いて発信する。</li> <li>・報道機関等の所管外媒体に対し、本市の災害関係の取組等に係る情報を提供することで、情報発信の充実を図る。</li> <li>・災害発生時には、広報誌災害臨時号の発行、市ホームページの災害専用ページの開設等により、災害情報や被災者支援情報の集約と迅速な提供に努める。</li> </ul>
----	--



現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○平時から、市民が災害に備えるために必要となる取組等に係る各所管所属が実施する施策等について、広報誌、市ホームページ等により、継続的に情報発信を行う。</li> <li>○災害の状況に応じて広報誌災害臨時号を発行するなど、支援情報等を提供</li> <li>○災害対策本部開設時、ホームページを災害モードに切り替え、災害情報を迅速に発信</li> <li>○災害発生時、報道機関に対し、災害情報を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報媒体等における情報提供</li> <li>○CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)の更新</li> <li>○CDN(コンテンツ・デリバリー・ネットワーク)の導入</li> <li>○庁舎外からホームページの更新を行うための端末の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報媒体等における情報提供</li> </ul>

《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報誌において、地震・風水害に関する特集記事やコラム記事として、防災コラムを連載</li> <li>○市広報番組において、飲料水の備蓄や、大阪府北部地震から1年を迎えるにあたり地域での取組事例、平成30年度の西日本豪雨の様子などを交えて風水害への備えについて放送</li> <li>○大雨や台風の時に、北摂記者クラブへ本市の災害関係の取組について情報発信の実施</li> <li>○大雨や台風の時に、市ホームページの災害専用ページを開設し、災害情報や被災者支援情報の迅速な提供を実施</li> <li>○市ホームページのサーバー性能の向上や、ヤフー株式会社と災害協定を締結し、キャッシュサイトによる災害時のアクセス負荷軽減を実施</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報誌6月号で風水害、1月号で地震に関する特集記事を掲載</li> <li>○市広報番組において、台風シーズンを前に各家庭でできる防災の備え及び各避難所での新型コロナウイルス感染症対策の取組について放送</li> <li>○大雨や台風の時に、北摂記者クラブへ本市の災害関係の取組について情報発信の実施</li> <li>○大雨や台風の時に、市ホームページの災害専用ページを開設し、災害情報や被災者支援情報の迅速な提供を実施</li> <li>○市ホームページのサーバー性能の向上や、ヤフー株式会社と災害協定に基づき、キャッシュサイトによる災害時のアクセス負荷軽減を実施</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報誌において、6月号で改訂版ハザードマップや避難情報の紹介、1月号で北部地震の体験談や防災グッズの紹介など防災特集記事を掲載</li> <li>○市広報番組において、改訂されたハザードマップの活用法について放送</li> <li>○大雨や台風の時に、北摂記者クラブへ本市の災害関係の取組について情報発信の実施</li> <li>○ホームページのリニューアルにより防災情報の専用サイトを開設、また、災害時の情報発信に特化したページを作成。さらに、CDNを導入し災害時のアクセス負荷軽減に対応、災害時に職員が自宅からホームページで情報発信できるよう災害用端末を導入</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨や台風の時に、市ホームページの災害専用ページを開設し、災害情報や被災者支援情報の迅速な提供を実施</li> <li>○ヤフー株式会社と災害協定に基づき、キャッシュサイトによる災害時のアクセス負荷軽減を実施</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報誌において、6月号で風水害のときの避難行動についての特集記事を掲載</li> <li>○市広報番組において、地域の防災行動をまとめたコミュニティタイムラインについて放送</li> <li>○大雨や台風の時に、北摂記者クラブへ本市の災害関係の取組について情報発信の実施</li> <li>○新CMSに対応した災害時の対応手順等の更新、新CMSを用いた防災情報専用サイト及び災害時の情報発信に特化したページによる災害時に必要な情報を集約した情報発信を実施。さらにCDNにより災害時のアクセス負荷軽減軽減に対応、発災時に災害用端末を活用し、職員が自宅からホームページを迅速に更新することができる体制を整備</li> <li>○大雨や台風の時に、市ホームページの災害専用ページを開設し、災害情報や被災者支援情報の迅速な提供を実施</li> <li>○ヤフー株式会社と災害協定に基づき、キャッシュサイトによる災害時のアクセス負荷軽減を実施</li> </ul>

④雨量水位テレメータ管理事業（都市創造部下水河川企画課）

※取組内容等は1-3⑦に記載

⑤災害時の情報収集・共有（危機管理室） ※取組内容等は2-1⑩に記載

⑥防災行政無線の整備（危機管理室） ※取組内容等は4-1④に記載

⑦風水害・土砂災害に関する的確な避難情報の判断・伝達（危機管理室）

※取組内容等は1-3⑫に記載

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### 【必要な取組】

①事業継続力支援強化計画の策定（危機管理室・街にぎわい部産業振興課）

※取組内容等は2-4③に記載

②無電柱化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1⑯に記載

③沿道建築物耐震化事業（都市創造部審査指導課） ※取組内容等は2-1⑰に記載

④道路橋梁耐震化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は1-1④に記載

## 5-2 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、物流・人流への甚大な影響

### 【必要な取組】

①高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備（都市創造部道路課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な都市機能の一層の充実や産業の振興など、まちの活性化につなげるため、令和5年度に全線が完成予定（高槻～神戸間は平成29年度の完成）の新名神高速道路の整備を促進する。</li> <li>・道路の渋滞を解消し、市内の交通ネットワークの利便性を高めるため、市内の道路ネットワークの骨格を形成する環状幹線道路や都市間道路などについて、整備促進を要望するとともに、大阪府と連携して取り組む。</li> </ul>				
	現状 （令和元年度計画策定時点）	目標			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元～3年度</th> <th>令和4～6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新名神高速道路の高槻～神戸間（平成29年度完成）</li> <li>○新名神高速道路の八幡京田辺～高槻間の整備促進（令和5年度完成）</li> <li>○「(都)十三高槻線」「高槻東道路(延伸部)」「(都)牧野高槻線」について、府市間で土地取得等に関する協定の締結及び整備促進</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新名神高速道路の整備促進に向け、関連機関に引き続き要望</li> <li>○市域の幹線道路である府道について、府市間で土地取得等に関する協定に基づき、用地買収を実施する。高槻東道路(延伸部)：用地買収</li> <li>○広域緊急交通路及び第1次緊急輸送路に位置付けられている国道171号の主要交差点における交差点改良と無電柱化の促進を引き続き要望</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	令和元～3年度	令和4～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新名神高速道路の高槻～神戸間（平成29年度完成）</li> <li>○新名神高速道路の八幡京田辺～高槻間の整備促進（令和5年度完成）</li> <li>○「(都)十三高槻線」「高槻東道路(延伸部)」「(都)牧野高槻線」について、府市間で土地取得等に関する協定の締結及び整備促進</li> </ul>
令和元～3年度	令和4～6年度				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新名神高速道路の高槻～神戸間（平成29年度完成）</li> <li>○新名神高速道路の八幡京田辺～高槻間の整備促進（令和5年度完成）</li> <li>○「(都)十三高槻線」「高槻東道路(延伸部)」「(都)牧野高槻線」について、府市間で土地取得等に関する協定の締結及び整備促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新名神高速道路の整備促進に向け、関連機関に引き続き要望</li> <li>○市域の幹線道路である府道について、府市間で土地取得等に関する協定に基づき、用地買収を実施する。高槻東道路(延伸部)：用地買収</li> <li>○広域緊急交通路及び第1次緊急輸送路に位置付けられている国道171号の主要交差点における交差点改良と無電柱化の促進を引き続き要望</li> </ul>				

#### 《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府市間で土地取得等に関する協定を締結</li> <li>○用地買収に向けた物件調査を実施</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用地買収に向けた物件調査を実施</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高槻東道路(延伸部)の用地買収を実施</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高槻東道路(延伸部)の用地買収を実施</li> </ul>

②都市計画道路の整備（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1③に記載

③高槻駅前線改良事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1④に記載

④道路の新設、改良、拡幅（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1⑤に記載

⑤道路橋梁耐震化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は1-1④に記載

⑥無電柱化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1⑯に記載

⑦沿道建築物耐震化事業（都市創造部審査指導課） ※取組内容等は2-1⑰に記載

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【必要な取組】

① ライフラインの確保等（危機管理室）

取組	・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者と連携に努める。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○高槻市地域防災計画に、ライフライン事業者の役割を規定するとともに、防災拠点を指定 ○災害時の緊急連絡先の共有 ○防災訓練等での参加要請	○引き続き顔の見える関係を構築するとともに、訓練などを通して連携し、災害時のライフラインの確保に努める	

《取組状況》

令和元年度	○関西電力や大阪ガスと災害時の対応について協議 ○大阪ガスと災害時における協力連携に関する覚書を締結 ○市民避難訓練や地域防災総合訓練を通じて関係機関との連携を構築
令和2年度	○市民避難訓練の調整を実施(新型コロナウイルス感染の影響で中止) ○関西電力と覚書締結に向け調整を実施
令和3年度	○関西電力と災害時における緊急交通路の確保及び停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書を締結
令和4年度	○市全域大防災訓練を通じて関係機関との連携を構築

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### 【必要な取組】

#### ①大冠浄水場浄水処理事業（水道部浄水管理センター）

取組	・大冠浄水場の水源である地下水は、水量・水質とも良好であり、大阪広域水道企業団の用水供給が停止したときにも、市域の3割をまかなうことができるため、適切な施設の維持・管理を行う。		
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
		令和元～3年度	令和4～6年度
	○高槻市水道事業基本計画に基づき、年間約1,200万m <sup>3</sup> の自己水処理を実施	○災害時における施設の重要性も踏まえ、大冠浄水場の適切な施設の維持・管理を実施する	

#### 《取組状況》

令和元年度	○施設の適切な維持・管理を実施
令和2年度	○施設の適切な維持・管理を実施
令和3年度	○施設の適切な維持・管理を実施
令和4年度	○施設の適切な維持・管理を実施

#### ②基幹管路の耐震化（水道部管路整備課） ※取組内容等は2-1⑦に記載

#### ③重要給水施設管路の耐震化（水道部管路整備課）

※取組内容等は2-1⑧に記載

#### ④管路の更新基準年数の適正化と計画的更新（水道部管路整備課）

※取組内容等は2-1⑨に記載

#### ⑤水道施設の計画的更新（水道部浄水管理センター） ※取組内容等は2-1⑩に記載

⑥水道BCP（水道部総務企画課）

取組	・水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであるため、大規模災害時にその応急対応と早期復旧を図ることを目的として、高槻市業務継続計画を踏まえた水道BCPを策定し運用する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○高槻市業務継続計画において、災害時に実施する非常時優先業務の選定等を実施	○大阪府北部地震の経験を踏まえた水道部災害応急対策実施要領との整合性を図りながら、水道BCPを策定	○策定した水道BCPをPDCAサイクルにて随時見直しを実施

《取組状況》

令和元年度	○水道BCP策定に向けての調査等を実施
令和2年度	○水道BCP策定に向けての調査等を実施
令和3年度	○「高槻市給水部業務継続計画(BCP)」を策定
令和4年度	○「高槻市給水部業務継続計画(BCP)」を運用

⑦大冠浄水場浄水処理工程更新事業（水道部浄水管理センター）

※取組内容等は2-1⑱に記載

### 6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止

#### 【必要な取組】

①し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（市民生活環境部清掃業務課）

※取組内容等は2-6⑤に記載

②下水道BCPの運用（都市創造部下水河川企画課）

※取組内容等は2-6①に記載

③下水道施設地震対策事業（都市創造部下水河川企画課）

※取組内容等は2-6⑧に記載

④下水道施設老朽化対策事業（都市創造部下水河川企画課）

※取組内容等は1-3④に記載



## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### 【必要な取組】

- ①防火地域等の指定促進（都市創造部都市づくり推進課）  
※取組内容等は1-2①に記載
  
- ②消防用水の確保対策（消防本部警防課） ※取組内容等は1-2②に記載
  
- ③救急救命士の養成・能力向上（消防本部救急課） ※取組内容等は1-2③に記載
  
- ④消防団の活動強化（消防本部警防課） ※取組内容等は1-1⑫に記載
  
- ⑤空家等対策計画（都市創造部住宅課） ※取組内容等は1-1⑰に記載
  
- ⑥防災拠点の整備と広域避難地等の確保（危機管理室）  
※取組内容等は1-2⑥に記載
  
- ⑦安満遺跡公園整備事業（街にぎわい部歴史にぎわい推進課）  
※取組内容等は1-2⑦に記載
  
- ⑧高槻城公園再整備事業（街にぎわい部歴史にぎわい推進課）  
※取組内容等は1-2⑧に記載
  
- ⑨「避難行動要支援者」支援の充実（健康福祉部地域共生社会推進室）  
※取組内容等は1-1⑬に記載
  
- ⑩市民の防災意識の向上（危機管理室） ※取組内容等は1-1⑰に記載
  
- ⑪市町村消防の広域化（消防本部消防総務課） ※取組内容等は1-2⑩に記載

## 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

### 【必要な取組】

- ①民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進（都市創造部審査指導課）  
※取組内容等は1-1⑤に記載
  
- ②道路施設長寿命化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1②に記載
  
- ③都市計画道路の整備（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1③に記載
  
- ④高槻駅前線改良事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1④に記載
  
- ⑤道路の新設、改良、拡幅（都市創造部道路課） ※取組内容等は2-1⑤に記載
  
- ⑥道路橋梁耐震化事業（都市創造部道路課） ※取組内容等は1-1④に記載
  
- ⑦基幹管路の耐震化（水道部管路整備課） ※取組内容等は2-1⑦に記載
  
- ⑧重要給水施設管路の耐震化（水道部管路整備課） ※取組内容等は2-1⑧に記載
  
- ⑨管路の更新基準年数の適正化と計画的更新（水道部管路整備課）  
※取組内容等は2-1⑨に記載
  
- ⑩下水道施設地震対策事業（都市創造部下水河川企画課）  
※取組内容等は2-6⑧に記載

### 7-3 ため池等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

#### 【必要な取組】

①ため池の防災・減災対策（都市創造部下水河川企画課）

※取組内容等は1-3⑩に記載

## 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

### 【必要な取組】

#### ①事業所からの化学物質の流出防止の推進（市民生活環境部環境政策課）

取組	・大規模災害発生に伴う化学物質の周辺環境への飛散・拡散を防止するため、一定規模以上の事業者に対し、事故の未然防止対策及び事故発生時の対策を促す。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○指導対象事業所数 22 事業所 (令和元年6月)	○大規模災害時の管理計画の策定 ○管理計画の実施状況の確認 ○他事業所の事例紹介等により環境リスク低減対策の検討、実施の働きかけ	

#### 《取組状況》

令和元年度	○事業所に対し立入検査を行い、管理計画の実施状況の確認を行うとともに更なる改善に向けた働きかけの実施(7事業所)
令和2年度	○事業所に対し立入検査を行い、管理計画の実施状況の確認を行うとともに更なる改善に向けた働きかけの実施(12事業所)
令和3年度	○事業所に対し立入検査を行い、管理計画の実施状況の確認を行うとともに更なる改善に向けた働きかけの実施(2事業所)
令和4年度	○事業所に対し立入検査を行い、管理計画の実施状況の確認を行うとともに更なる改善に向けた働きかけの実施(2事業所)

#### ②産業廃棄物指導事業（市民生活環境部資源循環推進課）

取組	・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく処分期間内に、市域の事業者が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物について、確実に適正な処理を実施する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○PCB廃棄物等の届出を行っている事業者等に、処分期間内で完了するよう指導実施 ○適正保管及び早期処理に係る周知・啓発	○高濃度PCB廃棄物 100%処分完了 (令和2年度末)	○低濃度PCB廃棄物 100%処分完了 (令和8年度末)

#### 《取組状況》

令和元年度	○事業者が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物について、確実に適正な処理を実施
令和2年度	○事業者が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物について、確実に適正な処理を実施
令和3年度	○事業者が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物について、確実に適正な処理を実施
令和4年度	○事業者が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物について、確実に適正な処理を実施

#### ③毒物劇物営業者における防災体制（健康福祉部健康医療政策課）

取組	・大規模自然災害発生時に、毒物劇物貯蔵設備の倒壊等により周辺環境への流出漏洩を防止するため、毒物劇物販売業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物貯蔵設備等の検査を行う等、法令順守の徹底を図る。
----	---

現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○平成30年度立入検査実績 31施設 (毒物劇物販売業者数:66施設)	○毒物劇物販売業者の50%以上を目標に立入検査を継続	

《取組状況》

令和元年度	○毒物劇物販売業者に立入検査を実施し毒物劇物貯蔵設備等を確認
令和2年度	○毒物劇物販売業者に立入検査を実施し毒物劇物貯蔵設備等を確認
令和3年度	○毒物劇物販売業者に立入検査を実施し毒物劇物貯蔵設備等を確認
令和4年度	○毒物劇物販売業者に立入検査を実施し毒物劇物貯蔵設備等を確認

## 7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

### 【必要な取組】

#### ①農業基盤の保全事業（街にぎわい部農林緑政課）

取組	・国土の保全、水源の涵養等、農地の有する多面的な機能を維持・発揮させるため、農地や畦畔等の農業基盤の整備、並びに鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数調整等、総合的な対策を講じ、農地の保全を図る。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
		令和4～6年度
	○農地や畦畔等の整備並びに農道や水路等の共同維持管理活動に対して支援 ○鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動に対して支援	○地元実行組合等と連携し、災害に強い農業基盤の計画的な推進 ○地元実行組合等と連携し、鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動を推進

#### 《取組状況》

令和元年度	○農地や畦畔等の整備、並びに、農道や水路等の共同維持管理活動に対して支援 ○鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動に対して支援
令和2年度	○農地や畦畔等の整備、並びに、農道や水路等の共同維持管理活動に対して支援 ○鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動に対して支援
令和3年度	○農地や畦畔等の整備、並びに、農道や水路等の共同維持管理活動に対して支援 ○鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動に対して支援
令和4年度	○農地や畦畔等の整備、並びに、農道や水路等の共同維持管理活動に対して支援 ○鳥獣の侵入防止柵の設置や捕獲活動に対して支援

#### ②被災農地等の早期復旧支援（街にぎわい部農林緑政課）

取組	・農業経営や食料等の安定供給への影響を回避するため、被災した農地や農道等の農業用施設を迅速に復旧できるよう、支援施策の充実や復旧に向けた体制の再点検を行う。	
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標
		令和元～3年度
		令和4～6年度
	○地元実行組合や農業者等が主体となって行う、農地や農道、畦畔等の農業施設及びビニールハウス等の災害復旧事業について補助を実施	○被災した農地や農道等の農業用施設を迅速に復旧できるよう、支援施策の充実や復旧に向けた体制の再点検の実施

#### 《取組状況》

令和元年度	○地元実行組合や農業者等が主体となって行う、農地や農道、畦畔等の農業施設及びビニールハウス等の災害復旧事業について補助を実施
令和2年度	○地元実行組合や農業者等が主体となって行う、農地や農道、畦畔等の農業施設及びビニールハウス等の災害復旧事業について補助を実施
令和3年度	○地元実行組合や農業者等が主体となって行う、農地や農道、畦畔等の農業施設及びビニールハウス等の災害復旧事業について補助を実施

令和4年度	○地元実行組合や農業者等が主体となつて行う、農地や農道、畦畔等の農業施設及びビニールハウス等の災害復旧事業について補助を実施
-------	--

③農道整備事業（街にぎわい部農林緑政課） ※取組内容等は2-1⑮に記載

④森林保全事業（街にぎわい部農林緑政課） ※取組内容等は1-4③に記載

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### 【必要な取組】

#### ①災害廃棄物の適正処理（市民生活環境部エネルギーセンター）

<b>取組</b>	・市災害廃棄物処理計画に基づいて、地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に住民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図れるよう関係機関と連携する。	
<b>現状</b> (令和元年度計画策定時点)	<b>目標</b>	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○枚方市と相互支援協定を締結 ○北摂地域(高槻市、豊中市、池田市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合)にて相互支援協定を締結	○地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう関係機関と連携する	

#### 《取組状況》

令和元年度	○関係機関との連携を実施
令和2年度	○関係機関との連携を実施
令和3年度	○関係機関との連携を実施
令和4年度	○関係機関との連携を実施

#### ②生活ごみの適正処理（市民生活環境部エネルギーセンター）

<b>取組</b>	・災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時から事業者等と連携して施設を適切に維持管理するとともに、広域的な相互支援体制の充実を図る。 ・定期検査修理工事により設備・機器の性能を維持するとともに、老朽化に伴う異常箇所や劣化箇所を適切に修繕	
<b>現状</b> (令和元年度計画策定時点)	<b>目標</b>	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定締結 平成23年：枚方市 平成27年：北摂地域(高槻市、豊中市、池田市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合) ○運転計画達成率 100% (運転稼働日数/運転可能日数)	○災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時から事業者等と連携して施設の適切な維持管理を実施	

#### 《取組状況》

令和元年度	○事業者等と連携して施設の維持管理を適切に実施
令和2年度	○事業者等と連携して施設の維持管理を適切に実施
令和3年度	○事業者等と連携して施設の維持管理を適切に実施



令和4年度	○事業者等と連携して施設の維持管理を適切に実施
-------	-------------------------

③災害ボランティア対策（健康福祉部地域共生社会推進室）

取組	・災害発生時に必要に応じて、円滑に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れ及び派遣を行えるよう体制整備を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○災害ボランティアセンター設置等に関する協定を高槻市社会福祉協議会と締結 ○災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションを随時実施するなど、体制を整備	○災害ボランティアセンターを円滑に開設・運営することができるよう、引き続き、体制の整備を図る	

《取組状況》

令和元年度	○災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションの実施
令和2年度	○災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションの調整を実施（新型コロナウイルス感染の影響で中止）
令和3年度	○災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションの実施
令和4年度	○市全域大防災訓練にあわせ、災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションを実施

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【必要な取組】

①震災後の復興都市づくりにおける人材育成（都市創造部都市づくり推進課）

取組	・大阪府等が実施する研究会等を通じて、更なる習熟を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○習得者数:なし	○研修会等の参加 ○次期都市計画マスタープランへの復興都市づくりに係る項目を記載	○研修会等の参加

《取組状況》

令和元年度	○次期都市計画マスタープランへの復興都市づくりに係る項目の記載内容の検討
令和2年度	○都市計画マスタープラン(令和2年度改定)へ復興都市づくりに係る項目を記載
令和3年度	○復興事前準備の取組に関する情報収集
令和4年度	○復興事前準備の取組に関する情報収集のため、大阪府の実施するWGに参加

②罹災証明書の発行（総務部資産税課・税制課・収納課・市民税課、総合戦略部DX戦略室）

取組	・自然災害発生時に速やかに罹災証明書を発行するための体制整備、市民への周知や関係機関との連携を図る。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○家屋被害認定調査員の育成 ○罹災証明発行業務のシステム化 ○罹災証明書の交付に必要な業務の人的・物的な実施体制の整備	○家屋被害認定調査員の育成・研修 ○他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結 ○罹災証明発行業務のシステム化 ○罹災証明書の交付に必要な業務の人的・物的な実施体制の整備	

《取組状況》

令和元年度	○家屋被害認定調査員の育成・研修(Web上での家屋被害認定業務研修プログラムに参加) ○住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の効率化について検討
令和2年度	○罹災証明書の交付に係る様式の作成 ○住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の効率化について検討
令和3年度	○被害認定調査や罹災証明書交付に係る指針を定めた被害認定実務マニュアルを運用開始 ○大阪土地家屋調査士会北摂支部との支援協力に関する協定について締結(R4.4.1施行)
令和4年度	○罹災証明書発行システムの再構築

○高槻市全域大防災訓練にて、罹災証明書発行システムを用いた罹災証明書発行訓練の実施

③被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（都市創造部審査指導課）

※取組内容等は1-1⑨に記載

### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

#### 【必要な取組】

①被災者の生活再建のための措置（危機管理室）

※取組内容等は 2-7⑩に記載

②文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（街にぎわい部文化財課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に所在する指定文化財等の建造物について、文化財所有者及び管理者へ消火設備等の設置や耐震診断を働きかける。</li> <li>・災害発生時に人的被害を軽減するため、施設内での速やかな災害情報の伝達や避難誘導、消火などの訓練に取り組むよう促す。</li> <li>・防火設備の設置維持管理費用の補助制度の拡大や耐震改修工事費用補助制度の創設などを国や府に働きかける。</li> </ul>				
	現状 (令和元年度計画策定時点)	目標			
	○防災訓練実施率 50%	<table border="1"> <tr> <th>令和元～3年度</th> <th>令和4～6年度</th> </tr> <tr> <td>○防災訓練実施率 80%</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練実施率 100%</li> <li>○防災対策の啓発を更に充実</li> </ul> </td> </tr> </table>	令和元～3年度	令和4～6年度	○防災訓練実施率 80%
令和元～3年度	令和4～6年度				
○防災訓練実施率 80%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練実施率 100%</li> <li>○防災対策の啓発を更に充実</li> </ul>				

#### 《取組状況》

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練実施率 50%</li> <li>○防災対策啓発資料の発送</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練の調整を実施(新型コロナウイルス感染症の影響で中止)</li> <li>○防災対策啓発資料の発送</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練の調整を実施(新型コロナウイルス感染症の影響で中止)</li> <li>○防災対策啓発資料の発送</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練実施率 40%</li> <li>○防災啓発資料の発送</li> </ul>

## 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### 【必要な取組】

#### ①都市再生地籍調査（官民境界等先行調査）（都市創造部管理課）

取組	・都市部における官民境界(主に道路と個人地)を確認し、座標で管理することで、大規模災害時の迅速な道路復旧等に寄与する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○平成26年から毎年一定の範囲で行っており、延べ0.29km <sup>2</sup> の区域で調査済み。	○進捗率 14%	○進捗率 15%

#### 《取組状況》

令和元年度	○桜ヶ丘南町にて調査を実施(進捗率 13%)
令和2年度	○宮之川原四丁目の一部、浦堂二丁目の一部にて調査を実施(進捗率 13%)
令和3年度	○南芥川町の一部にて調査を実施(進捗率 14%)
令和4年度	○浦堂二丁目、浦堂三丁目、宮之川原元町の各一部にて調査を実施中(進捗率 15%)

#### ②山林地籍調査事業（街にぎわい部農林緑政課）

取組	・円滑な森林施業により森林保全に資するとともに、大規模災害の発生時に権利関係を踏まえた迅速な復旧を可能にするため、大阪府森林組合が国土調査法に基づき行う山林地籍調査を支援する。	
現状 (令和元年度計画策定時点)	目標	
	令和元～3年度	令和4～6年度
○山林地籍調査実施面積 21.5 km <sup>2</sup> (平成30年度) ※平成30年度は、萩谷地区及び田能地区における調査を支援	○山林地籍調査実施面積 24.5 km <sup>2</sup> (令和3年度)	○山林地籍調査実施面積 26.3 km <sup>2</sup> (令和6年度)

#### 《取組状況》

令和元年度	○山林地籍調査実施面積 22.8 km <sup>2</sup> ※萩谷地区及び田能地区における調査を支援
令和2年度	○山林地籍調査実施面積 23.5 km <sup>2</sup> ※萩谷地区及び田能地区における調査を支援
令和3年度	○山林地籍調査実施面積 24.2 km <sup>2</sup> ※萩谷地区における調査を支援
令和4年度	○山林地籍調査実施面積 24.7 km <sup>2</sup> ※萩谷地区及び原地区における調査を支援

## 第6章 計画の着実な推進に向けて

### 1 計画の推進体制

本市の地域強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組は広範な各課の所掌にまかされます。

したがって、本計画の推進に当たっては、全庁部局横断的な体制のもと、国・大阪府の関係組織、近隣市町村等の地方公共団体、市民防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていきます。

### 2 計画の進捗管理

本計画を総合的、計画的に推進するため、具体的な取組の進捗管理等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返して、取組を推進します。

また、今後の社会経済情勢等の変化や具体的な取組の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。